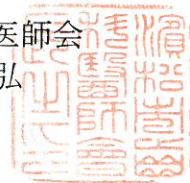


様式第1号

浜歯発第 14 号
令和 2 年 5 月 24 日

静岡県知事 川勝 平太 様

一般社団法人浜松市歯科医師会
会長 大野 守弘



大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	浜松歯科衛生士専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	静岡県浜松市中区鴨江 2 丁目 11 番 2 号
学長又は校長の氏名	校長 才川 隆弘
設置者の名称	一般社団法人浜松市歯科医師会
設置者の主たる事務所の所在地	静岡県浜松市中区鴨江 2 丁目 11 番 2 号
設置者の代表者の氏名	会長 大野 守弘
申請書を公表する予定のホームページアドレス	http://hdhsmirai.com/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☐ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☒ 更新確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があると同時に、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免

する義務があることを承知しています。

- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務長 野末直志	053-454-1030	nozue@hdhsmirai.com
第2号の1	事務長 野末直志	053-454-1030	nozue@hdhsmirai.com
第2号の2	事務長 野末直志	053-454-1030	nozue@hdhsmirai.com
第2号の3	教務主任 伊奈美恵子	053-454-1030	inades@hdhsmirai.com
第2号の4	事務長 野末直志	053-454-1030	nozue@hdhsmirai.com

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☒ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☒ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式 2 - 1 - ②

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	浜松歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人浜松市歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
専門課程	歯科衛生士科		111単位	9単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 <http://hdhsmirai.com/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式 2 - 2 - ②

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	浜松歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人浜松市歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営委員会
役割	学校運営委員会は次の事項を審議する。 (1) 事業計画の決定 (2) 事業報告の決定 (3) 運営に関する事項 (4) 予算及び決算に関する事項 (5) 学則及び学校の諸規定についての制定、改廃に関する事項 (6) 学生の定数ならびに募集に関する事項 (7) 施設の改廃に関する事項 (8) その他管理運営に関する重要な事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
現 藤井歯科クリニック 院長	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	外部人材 元校長、元歯科医師会副会長、元非常勤講師、 現臨床実習施設長
現 松下歯科医院 院長	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	外部人材 現歯科医師会監事、元歯科医師会副会長
（備考）		

様式 2 - 3

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	浜松歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人浜松市歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
授業計画(シラバス)の作成過程	
8～9月	①次年度の年間予定に学校行事、休日の組み入れ。 ②事前に講師確認の、講義可能日と時間帯を考慮し、日程の組み入れ。 ※内容的な前後関係も考慮。同一講師が他の学年と重複しないよう配慮。
10～11月	主要3科の授業・実習を組み入れ。 ※継続的な実習や学年間で教室が重ならない配慮。次の実習までの日数も考慮し計画。
12月	①パソコンの時間割・シラバス作成ソフトに入力。 ②『講義・実習のねらい』『使用教本』『参考図書』『評価方法・基準』『履修上の注意』『使用機材』は前年度記載事項はこの時点では修正せず。 ①全講師に郵送し、次年度シラバスの内容、日程を確認。 ②回答に従い修正。日程調整が必要な場合は変更。 (必要により別の講師に日程の移動を依頼)
1月	シラバス入力後、出力し、時間割表と照合(再確認)
2月	印刷業者に発注。(次年度の専任教員担当を発表後、主要3科の担当者を決定。業務分掌と業務量考慮)
3月	シラバス完成→講師に郵送。
4月	学生配布。
授業計画書の作成・公表時期	
毎年4月にその年度用のシラバスを作成し、全学生に配布。	
①シラバスには、年間行事計画、1年生から3年生までの講義・実習計画表(科目ごとに時間数、単位、講師名と所属が記載)、学科試験受験の流れ、卒業試験から国家試験までの流れ、指導案用紙について(学内掲示用)、レポートの提出について記載。	
②1年生から3年生までの科目の内容および講義・実習計画。	
・内容:科目ごとに、講義・実習のねらい、使用教本、参考図書、評価方法・基準、履修上の注意、使用教材が記載。	
・講義・実習計画:講義・実習計画には、講義の日付、時限、内容、担当者の方が記載。	
※令和2年度のシラバスより冊子に記載欄を設置し掲載。	
※詳細はシラバス冊子をご参照ください。	
授業計画書の公表方法	毎年4月に1年生から3年生までの全学生に配布。 ホームページにより公表 http://hdhsmirai.com/

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

各学生の学修成果に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法・基準により、厳格かつ適正に単位又は履修認定している。

1. 各授業科目の学修成果の評価方法については、シラバスの各科目記載内容の項目に、評価方法・基準欄を設け記載・公表。

2. シラバス、教育目標、学年・単位制、セメスター制、授業、学習等、出席管理、出欠席、皆勤、遅刻、忌引き、病気による出席停止について記載し周知。

(次ページ資料参照。シラバス 10～12 ページ)

3. 試験、進級・卒業についてもシラバス(13～18 ページ)に記載し周知。

※詳細はシラバスを参照。

様々な学習・学生生活支援

入学前課題

入学前、入学後の講義理解のために必要な数学、化学、生物の基礎的な課題を3回行い、学校に提出。

入学課題確認テスト

入学後に、入学前課題の内容についての確認テストを行い基礎学力の確認を行い、合格点を満たせなかった学生は放課後勉強を行い再テストを実施。

放課後勉強会・実習練習

1年生から3年生まで、日々、学生が自主的に行うもので、申し出により担任・副担任等が指導。

国家試験対策

2年生、3年生時に計画的に行われる国家試験対策。グループ学習を中心に、参考書の読み込み、国家試験の過去問題の解き直し、本校独自の領域別の小テストとその解き直し、模擬試験の解き直し、業者を招聘しての対策講座、学習成績の低い学生への放課後勉強会など実施。学生に応じた学習の対策を実施。

担任・副担任制

平成 31 年 4 月より担任・副担任制度を採用し、1 クラスを 2 名の教員で担当。より学生に寄り添った教育とサポートを行うように改善。

チューター制度

担任・副担任のほか、浜松市歯科医師会会員の学校部に所属する歯科医師によるチューター制度を実施。学習方法、学生生活など、1 ヶ月に 1 回程度のチューター面談を行い、学生をサポートするとともに、学生本人の意思を尊重し、場合により担任・副担任や各担当と連携し、学校全体として学生を支援。

カウンセラー制度

2 週間に 1 日のペースでカウンセリングを実施。家庭や友人関係など様々な相談内容や、心身の問題などに対応するため、カウンセリングを実施。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価はシラバス(11～14 ページ)の、「学年・単位制、SHR、授業、掲示連絡、学習等」、「出席管理、出欠席、皆勤、遅刻、忌引き、病気による出席停止」、「試験」、「進級・卒業に関する内規」に記載し周知・公表。

各科目の総合評価になる成績評価点のその学年の合計点数により順位付け。

※学生便覧は年度ごとに新規作成、毎年全学生に配布し周知。

進級・卒業に関する内規 学業成績(評定)

1. 学業成績(評定)は、科目修了試験の結果に、臨時試験の結果、出席状況、授業態度等を加味して担当講師が決定する。
2. 基礎実習、臨床臨地実習は、試験、レポート、提出物、演習・実習態度、出席状況など多面的に評価して評定する。
3. 学業成績(評定)は満点を100点とし以下の通りとする。

点数区分	評定
90～100 点	特A
80～89 点	A
70～79 点	B
60～69 点	C
59 点以下	D

※各科目の評定は、学業成績として記録・保管される。

進級・留年判定 単位認定

学業成績(評定)による単位認定と単位未認定の区分は以下の通りとする。

認定区分	学業成績(評定)
単位認定とする学業成績(評定)	特A、A、B、C
単位未認定とする学業成績(評定)	D

1. 単位未認定の科目を1科目でも有する場合は留年の対象者となる。
2. 進級・留年の決定は、教務委員会に諮り校長が決定する。

留年

留年の場合は、翌年度も同じ学年の初め4月より再履修し、不合格となった科目は確実に履修することはもちろん、その他の科目についても全て履修するものとする。

※再び履修した科目は、上位の成績を優先し学業成績の書き換えを行う。

※知識・技能のスキルアップと規則的な生活習慣の遂行等自己研鑽を継続するものとする。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページにより公表 http://hdhsmirai.com/
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
卒業の認定は下記のようにシラバス(14 ページ)の「進級・卒業に関する内規」に記載し周知・公表。 <u>卒業試験</u> 受験資格：①学科試験が全て合格していること。 ②所定の臨床臨地実習を終えていること。 ③授業料等学納金を全納していること。 卒業試験は、歯科衛生士国家試験に準じて行い、6割以上の得点を以って合格とする。 ※卒業試験に合格しない者は、歯科衛生士国家試験に受験できない。 <u>卒業認定</u> 卒業の認定は、学業成績・出席状況について評定のうえ教務委員会の議を経て校長が行う。 (学則第 17 条より)	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページにより公表 http://hdhsmirai.com/

様式 2 - 4 - ②

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	浜松歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人浜松市歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページにより公開 https://hamashi.com/about/
正味財産増減計算書 (収支計算書又は損益計算書)	ホームページにより公開 https://hamashi.com/about/
財産目録	—
事業報告書	ホームページにより公開 https://hamashi.com/about/
監事による監査報告(書)	一般社団法人浜松市歯科医師会事務局に、閲覧希望の旨連絡の上、事務局にて閲覧可能。 電話：053-453-8847 担当：事務局長 遠藤 まで

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士	高度専門士	
医療		専門課程		歯科衛生士科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	臨床実習	
3年	昼	2,786 時間／115 単位 単位時間／単位	1186 時間	60 時間	640 時間	時間	900 時間	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
132 人		129 人	0 人	7 人	114 人 (非常勤 2 名含む)		121 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

授業計画(シラバス)の作成過程

8～9 月	①次年度の年間予定に学校行事、休日の組み入れ。 ②事前に講師確認の、講義可能日と時間帯を考慮し、日程の組み入れ。 ※内容的な前後関係も考慮。同一講師が他の学年と重複しないよう配慮。
10～11 月	主要 3 科の授業・実習を組み入れ。 ※継続的な実習や学年間で教室が重ならない配慮。次の実習までの日数も考慮し計画。
12 月	①パソコンの時間割・シラバス作成ソフトに入力。 ②『講義・実習のねらい』『使用教本』『参考図書』『評価方法・基準』『履修上の注意』『使用機材』は前年度記載事項はこの時点では修正せず。
	①全講師に郵送し、次年度シラバスの内容、日程を確認。 ②回答に従い修正。日程調整が必要な場合は変更。 (必要により別の講師に日程の移動を依頼)
1 月	シラバス入力後、出力し、時間割表と照合(再確認)
2 月	印刷業者に発注。(次年度の専任教員担当を発表後、主要 3 科の担当者を決定。業務分掌と業務量考慮)
3 月	シラバス完成→講師に郵送。
4 月	学生配布。

授業計画の作成・公表時期

毎年 4 月にその年度用のシラバスを作成し、全学生に配布。

①シラバスには、年間行事計画、1 年生から 3 年生までの講義・実習計画表(科目ごとに時間数、単位、講師名と所属が記載)、学科試験受験の流れ、卒業試験から国家試験までの流れ、指導案用紙について(学内掲示用)、レポートの提出について記載。

②1 年生から 3 年生までの科目の内容および講義・実習計画。

・内容:科目ごとに、講義・実習のねらい、使用教本、参考図書、評価方法・基準、履修上の注意、使用教材が記載。

・講義・実習計画:講義・実習計画には、講義の日付、時限、内容、担当者の方が記載。

※令和 2 年度のシラバスより冊子に記載欄を設置し掲載。

※詳細はシラバス冊子をご参照ください。

成績評価の基準・方法

成績評価はシラバス(11～18 ページ)の、「学年・単位制、SHR、授業、掲示連絡、学習等」、「出席管理、出欠席、皆勤、遅刻、忌引き、病気による出席停止」、「試験」、「進級・卒業に関する内規」等に記載し周知・公表。

各科目の総合評価になる成績評価点のその学年の合計点数により順位付け。

※シラバスは年度ごとに新規作成、毎年全学生に配布し周知。

進級・卒業に関する内規

学業成績(評定)

1. 学業成績(評定)は、科目修了試験の結果に、臨時試験の結果、出席状況、授業態度等を加味して担当講師が決定する。
2. 基礎実習、臨床臨地実習は、試験、レポート、提出物、演習・実習態度、出席状況など多面的に評価して評定する。
3. 学業成績(評定)は満点を 100 点とし以下の通りとする。

点数区分	評定
90～100 点	特A
80～89 点	A
70～79 点	B
60～69 点	C
59 点以下	D

※各科目の評定は、学業成績として記録・保管される。

進級・留年判定 単位認定

学業成績(評定)による単位認定と単位未認定の区分は以下の通りとする。

認定区分	学業成績(評定)
単位認定とする学業成績(評定)	特A、A、B、C
単位未認定とする学業成績(評定)	D

1. 単位未認定の科目を 1 科目でも有する場合は留年の対象者となる。
2. 進級・留年の決定は、教務委員会に諮り校長が決定する。

留年

留年の場合は、翌年度も同じ学年の初め 4 月より再履修し、不合格となった科目は確実に履修することはもちろん、その他の科目についても全て履修するものとする。

※再び履修した科目は、上位の成績を優先し学業成績の書き換えを行う。

※知識・技能のスキルアップと規則的な生活習慣の遂行等自己研鑽を継続するものとする。

卒業・進級の認定基準 (概要) (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定は下記のようにシラバス(14 ページ)の「進級・卒業に関する内規」に記載し周知・公表。 <u>卒業試験</u> 受験資格：①学科試験が全て合格していること。 ②所定の臨床臨地実習を終えていること。 ③授業料等学納金を全納していること。 卒業試験は、歯科衛生士国家試験に準じて行い、6割以上の得点を以って合格とする。 ※卒業試験に合格しない者は、歯科衛生士国家試験に受験できない。 <u>卒業認定</u> 卒業の認定は、学業成績・出席状況について評定のうえ教務委員会の議を経て校長が行う。(学則第 17 条より)
--

学修支援等

(概要)

入学前課題

入学前、入学後の講義理解のために必要な数学、化学、生物の基礎的な課題を3回行い、学校に提出。

入学課題確認テスト

入学後に、入学前課題の内容についての確認テストを行い基礎学力の確認を行い、合格点を満たせなかった学生は補習を行い再テストを実施。

放課後勉強会・実習練習

基本、1年生から3年生まで、日々、学生が自主的に行うもので、申し出により担任・副担任等も指導に入る。

国家試験対策

2年生、3年生時に計画的に行われる国家試験対策。グループ学習を中心に、参考書の読み込み、国家試験の過去問題の解き直し、本校独自の領域別の小テストとその解き直し、模擬試験の解き直し、業者を招聘しての対策講座、学習成績の低い学生への補習など実施。学生に応じた学習の対策を実施。

担任・副担任制

平成 31 年 4 月より担任・副担任制度を採用し、1 クラスを 2 名の教員で担当。より学生に寄り添った教育とサポートを行うように改善。

チューター制度

担任・副担任のほか、浜松市歯科医師会会員の学校部に所属する歯科医師によるチューター制度を実施。学習方法、学生生活など、1 ヶ月に 1 回程度のチューター面談を行い、学生をサポートするとともに、学生本人の意思を尊重し、場合により担任・副担任や各担当と連携し、学校全体として学生を支援。

カウンセラー制度

2 週間に 1 日のペースでカウンセリングを実施。家庭や友人関係など様々な相談内容や、心身の問題などに対応する。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
44人 (100%)	0人 (0%)	44人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 歯科診療所 44 名			
(就職指導内容) 就職ガイダンス、個別相談・キャリアコンサルティング、履歴書指導、模擬面接など対応 国家資格キャリアコンサルタント・2 級キャリアコンサルタント技能士資格者 1 名常駐			
(主な学修成果(資格・検定等)) 歯科衛生士国家資格44名全員合格 この他、ケアコミュニケーション検定資格、介護職員初任者研修資格取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
130人	1人	0.8%
(中途退学の主な理由)		
身体的理由 (病気の症状と薬副作用のため。難病)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
<u>相談・支援体制</u> 1. 担任・副担任による面談を定期的実施。 2. 学校部員歯科医師によるチューター面談を定期的実施。 3. 問題を抱える学生で希望者にカウンセラーによるカウンセリングを実施。 4. 問題を抱える学生については、学生のみでの面談に加え、保護者も面談。夜でも対応。		
<u>授業や行事、セレモニーによりモチベーションの維持・アップ</u> 4月 入学後最初の授業「話法接遇」で、友達づくり コミュニケーショントレーニング 5月 ゴールデンウィーク前に、プチ遠足。浜松城公園に遠足、ランチと3年生によるゲーム 6月 1年生から参加する、浜松市歯科医師会主催の歯と口の健康フェスタ、先輩をモデリング 7月 浜松アリーナで行う夏の運動会 7月 バードウォッチングとウミガメの放流会 9月 1・2年生の日帰り研修旅行(愛知常滑焼とセントリア、ソーセージづくりとデンパーク) 10月 2年生のセレモニーの戴帽式 10月 臨床実習前のご家族をお呼びしての患者実習(実習) 10月 3年生の一泊二日の大阪修学旅行(たこ焼き、なんばクラッド花月、ユニバーサルスタジオ 12月 クリスマスお楽しみ会(ゲームなどクラスごとに企画、お菓子とジュースなど) 3月 春休み前お楽しみ会(ゲームなどクラスごとに企画、お菓子とジュースなど)		
<u>学年間の実習を行い、モデリングの機会によりモチベーションの維持・アップ</u> 1. 健康教育実習 2年生の健康教育実習のプレゼンテーションを1年生相手に行い感想・意見を収集。 2. 患者実習 臨床実習前に実施する、学内実習の総仕上げとなる、ご家族をお呼びして行う「患者実習」の前段階の実習として、2年生が1年生に、口腔内審査、スケーリング、口腔内写真、ブラッシング指導などの実習を実施。		
<u>先輩との懇談の機会によりモチベーションアップ</u> 1. 3年生から2年生への臨床実習についての懇談会 臨床実習の心構えや行うことや留意点などについて先輩から後輩にメッセージなど懇談。 ※先輩の経験談などで実際にイメージ 2. 卒業生から3年生への国家試験対策についての懇談会 国家試験対策の学習を行うにあたっての心構えや行うことや留意点などについてメッセージなど懇談。 ※学習のみならず、生活面での工夫や大切なことなどをアドバイス		
<u>セレモニーへの参加</u> 初心を思い出したり、1年後の自分を想像するなどモチベーションの維持とアップ 1. 新入生の入学式に2年生参加 2. 2年生の戴帽式に1年生参加 3. 3年生の卒業式に2年生参加		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士科	200,000 円	450,000 円	285,000 円	実習費、施設維持費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
在学生特待制度 条 件：学業、人物共に優秀で、学校長が特待生として認めた者。 対 象：2年生、3年生 (進級時) 特待額：特待生授業料 15 万円免除、準特待生授業料 5 万円免除 期 間：1 年間 (特待額を前・後期授業料 2 回に分け半額ずつ免除)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
公表URLアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法 ホームページに公表 http://hdhsmirai.com/
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制含む)
<u>規程:浜松歯科衛生士専門学校施行細則より</u> (学校関係者評価委員会) 第 2 条 1 学校関係者評価委員会は浜松歯科衛生士専門学校運営規則が定める学校運営委員会の校長・副校長以外の委員をもって構成する。 2 委員長、副委員長は委員会の決議によって委員の中から選定する。 3 学校関係者評価委員会は教育活動及び学校運営の状況及び学校関係者の自己評価の報告を受け、これを協議し評価を行い、その結果を学校運営委員会、教務委員会に報告する。 4 学校関係者評価委員会は委員長が必要に応じ委員を招集し開催する。 <u>学校関係者評価委員会の構成</u> 委員定数：13 名以内 (学校運営委員会の定数 15 名以内〔浜松歯科衛生士専門学校学校運営規則より、校長、副校長を除いた人数〕) 選出区分：企業等委員を以って構成する。 <u>主な評価項目(大項目)(中項目は別紙「学校評価の項目」の資料をご参照ください。)</u> 1 教育理念・目標 2 教育活動 3 学生受け入れ 4 教職員組織 5 施設・設備等 6 学生支援 7 管理・運営 <u>評価結果の活用方法</u> 学校関係者評価委員会で協議されたその評価結果については、学校運営委員会、教務委員会に報告され、各委員会の所掌事項にしたがい、評価点が低いものを優先し、早期に改善できるよう具体的対応方法について協議し、改善・改革を遂行する。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
現 長野歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 中村歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 藤井歯科クリニック 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 松下歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 鳥居歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 近藤歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 松永歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 はじめ歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 大石歯科 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 河辺歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員
現 木村歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	企業等委員

学校関係者評価結果の公表方法
(公表URLアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに公表 http://hdhsmirai.com/
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに公表 http://hdhsmirai.com/
--

チェックリスト

Ⅲ 機関要件の確認用チェックリスト

以下のチェックリスト（審査基準）に基づき、申請書及び添付書類を審査し、すべての項目に該当する場合、機関要件を満たした大学等として確認を行う。

※ ただし、一部の項目については、特定の学校種や法人類型のみチェックが必要となるものがあることに注意すること。

※ 更新確認申請書についても、本チェックリストに準じて、申請書及び添付書類をチェックすることとする。その際、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとしても、(1) やむを得ない事由がある場合であって、(2) 速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合には、当該事情を考慮して、確認要件を再び満たすまで、確認大学等に係る確認の取消しを猶予することもあり得ることに留意が必要である。（「Ⅴ 確認の取消し」を参照。）

【形式審査チェックリスト】

1. 様式第1号（総括表・添付書類）

- ☒ 申請の日付、申請者に関する情報のすべての項目について記載があるか。
- ☐ 「以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。」のすべてのチェックボックスにチェックが付されているか。
- ☒ 各様式の担当者名・連絡先が記載されているか。
- ☒ （添付書類）すべての添付書類が提出されているか。ただし、(2)の機関要件については、設置者の法人類型に応じて、①又は②のいずれかのみが提出されることに注意すること。
- ☒ 《私立学校のみ》（添付書類）「経営要件を満たすことを示す資料」において、Ⅰ～Ⅲの表のすべての欄に数値が記載されているか。
なお、
 - ・学校法人以外の設置者の場合は、Ⅰの「経常収入(A)」及び「経常支出(B)」が記載されないこと
 - ・新設校の場合は、その設置年度に応じて、Ⅰ及びⅢの一部の年度が記載されないことに注意すること。
- ☒ 《私立学校のみ》（添付書類）申請者が学校法人の場合は「事業活動収支計算書」及び「貸借対照表」が添付されているか。申請者が学校法人以外の場合は「損益計算書」及び「貸借対照表」が添付されているか。
- ☒ （添付書類）「確認申請を行う年度において設置している学部等（学科）の一覧」において、すべての学部（課程）・学科・認定専攻科が記載されているか。また、募集停止や完成年度到達前の学部等である場合は、その旨が記載されているか。併せて、「学生募集停止した学部等であって、修業年限を超えて在籍する学生等のみが在籍する学部等」など、支援対象者が在籍できない学部等については、その旨が付記されているか。

2. 様式第2号の1【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

- ☒ 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表において、添付書類の「確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧」と照合して、適切な「学部名(課程名)」及び「学科名」の記載があるか。また、夜間・通信制の学部・学科の場合、「夜」又は「通信」に「○」印が付されているか。
- ☒ 「実務経験のある教員等による授業科目の単位数(又は授業時数)」及び「省令で定める基準単位数(又は授業時数)」の数値が記載されているか。
- ☐ 「配置困難」の欄に「※」印が付されている学部(課程)・学科については、「3. 要件を満たすことが困難である学部等(学科)」の表に、困難である理由が記載されているか。
- ☒ 「2. 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表の公表方法」が記載されているか。
- ☒ (添付書類)「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》」において、学部等ごとに「実務経験のある教員等による授業科目」の単位数(又は授業時数)の合計数が明示されているか。

3-1. 様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

- ☐ すべての項目について記載があるか。
- ☐ (添付書類)「理事名簿」において、どの理事が学外者であるか明示されているか。

3-2. 様式第2号の2-②

【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

- ☒ すべての項目について記載があるか。
- ☒ (添付書類)「構成員名簿」において、どの構成員が外部人材であるか明示されているか。

4. 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

- ☒ すべての項目について記載があるか。
- ☒ (添付書類)すべての学部等について、「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」(様式自由)が添付されているか。

5. 様式第2号の4【(4)財務・経営情報の公表】

- ☒ 「1. 財務諸表等」について、設置者の法人類型ごとに作成すべき書類の公表方法が記載されているか。(法人類型ごとに公表を要する書類については、別添資料1参照)
- ☒ 「2.」以降のすべての項目について記載があるか。ただし、任意記載事項については、記載されていなくても差し支えない。

【内容審査チェックリスト】

1. 様式第2号の1 【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

- ☒ 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表において、すべての学部（課程）・学科等について、申請書の「実務経験のある教員等による授業科目の単位数（又は授業時数）」の数値と、添付書類の「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》」に記載された単位数（又は授業時数）の合計数を比較して、申請書の数値が添付書類の数値以上となっているか。
- ☒ すべての学部（課程）・学科等について、「省令で定める基準単位数（又は授業時数）」の数値が、別添資料2に基づき適切に記載されているか。
- ☒ すべての学部（課程）・学科等について、「実務経験のある教員等による授業科目の単位数（又は授業時数）」の数値（ α ）が、「省令で定める基準単位数（又は授業時数）」の数値（ β ）以上であるか（ $\alpha \geq \beta$ であれば可）。
- ☒ （添付書類）授業計画（シラバス）において「実務経験のある教員等による授業科目」であることが記載されているか。
- ☒ 「2. 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページに、当該年度の「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表が掲載されているか。
- ☐ 「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」の表の「配置困難」の欄に「※」印が付されている学部等について、「3. 要件を満たすことが困難である学部等」の表に、学問分野の特性等により要件を満たすことが困難であることの合理的な理由が記載されているか。

2-1. 様式第2号の2-① 【(2)-①学外者である理事の複数配置】

- ☐ 「1. 理事（役員）名簿の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、理事名簿（全員の氏名が記載されているものに限る。）が掲載されているか。
- ☐ 「2. 学外者である理事の一覧表」に、2名以上分の記載があるか。

2-2. 様式第2号の2-②

【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

- ☒ 「1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織」について、「役割」の欄に、当該組織の審議事項や意見の活用方法に関する記載があるか。
- ☒ （添付書類）外部の意見を反映する組織に関する規程において、以下の事項が定められているか。
 - ・ 審議事項（教育課程、学生の進路指導、学校評価など）
 - ・ 構成員の定数（複数であることが必要）
 - ・ 構成員の選任（学校長又は理事長が選任を行うことが必要）
- ☒ 「2. 外部人材である構成員の一覧表」の欄に、2名以上分の記載があるか。

3. 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

- ✓ 各項目の概要について、記載要領で示した内容の記載があるか。
- ✓ 「1.」「3.」「4.」の各項目の「公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、それぞれ、確認申請年度の授業計画（シラバス）・客観的指標（GPA等）・卒業認定方針が掲載されているか。
- ✓ （添付書類）授業計画（シラバス）において、以下の事項について記載があるか。
 - ・授業の方法（講義、演習、実験、実習、実技等の別）
 - ・授業の内容（授業科目の概要）
 - ・年間の授業の計画（授業の回数やスケジュール）
 - ・到達目標
 - ・成績評価の方法・基準
- ✓ （添付書類）「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」において、下位4分の1の範囲を判別できるか。

4. 様式第2号の4【(4)財務・経営情報の公表】

- ✓ 「1. 財務諸表等」の「公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページに、前事業年度に係る財務諸表等が掲載されているか。
- ✓ 「教育活動に係る情報」について、記載された数値や内容に明らかな誤りがないか。
- ✓ 《専門学校のみ》「教育活動に係る情報」のうち、「①学科等の情報」について、学科等ごとに表が作成されているか。
- ✓ 《専門学校のみ》「b) 学校評価」の表の「学校関係者評価の基本方針」の欄に、以下の事項が記載されているか。
 - ・主な評価項目（教育課程、進路指導など）
 - ・評価委員会の構成（委員の定数、委員の選出区分（企業・保護者・卒業生など（当該学校の職員は委員になれないことに注意すること））
 - ・評価結果の活用方法（評価結果を踏まえた改善方策の実施時期や責任者など）
- ✓ 《専門学校のみ》「b) 学校評価」の表の「学校関係者評価の委員」の「種別」の欄に、学校職員以外の区分（企業・保護者・卒業生など）が記載されているか。
- ✓ 《専門学校のみ》「学校関係者評価結果の公表方法」の欄に、ホームページアドレスが記載されている場合は、当該ホームページにおいて、最新の評価結果が掲載されているか。

5. 添付書類【(5)設置者の財務状況・大学等の収容定員充足率】

☒ 《私立学校のみ》(添付書類)「経営要件を満たすことを示す資料」のⅠ～Ⅲの表の数値について、付属書類や補足資料と照合した結果、以下のとおりとなるか。

- ・Ⅰ(経常収支差額)の数値については、付属書類の「事業活動収支計算書(又は損益計算書)」で示された金額と一致するか。
- ・Ⅱ(運用資産－外部負債)の数値については、「運用資産」及び「外部負債」の金額が、付属書類の「貸借対照表」及び補足資料の「運用資産又は外部負債として計上した勘定科目一覧」で示された金額の合計額と一致するか。また、運用資産と外部負債の「差額」が正確に算出されているか。
- ・Ⅲ(収容定員充足率)の数値については、「収容定員」が学則の数値と一致するか。また、収容定員充足率が正確に算出されているか。

☒ 《私立学校のみ》(添付書類)「経営要件を満たすことを示す資料」のⅠ～Ⅲの表の数値について、以下のすべてに該当するものでないこと。

- ・Ⅰ:「差額(A)-(B)」の数値が、すべての年度でマイナス
- ・Ⅱ:「差額(C)-(D)」の数値が、マイナス
- ・Ⅲ:「収容定員充足率(F)/(E)」の数値が、すべての年度で8割未満(専門学校については、すべての年度で6割未満)

様式 1 添付書類

添付資料

経営要件を満たすことを示す資料

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	浜松歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人浜松市歯科医師会

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	229,642,088 円	192,133,158 円	37,508,930 円
申請2年度前の決算	226,270,949 円	194,289,005 円	31,981,944 円
申請3年度前の決算	226,820,413 円	191,389,029 円	35,431,384 円

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	510,931,565 円	7,913,272 円	503,018,293 円

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	132 人	129 人	97%
前年度	132 人	130 人	98%
前々年度	132 人	133 人	100%

(IIの補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
現金預金	現金と預金の合計額(本会・学校)	198,218,221 円
役員退職慰労引当預金	本会役員退職時の慰労金の積立預金(本会)	639,000 円
職員退職引当預金	教職員退職金の積立預金(本会・学校)	50,657,500 円
建物建設積立引当預金	建物建て替えのための積立預金(本会)	63,975,000 円
100周年記念事業積立引当預金	100周年記念事業のための積立預金(本会)	2,000,000 円
建物償却引当預金	建物建て替え・修理・改修のための積立預金(学校)	157,986,537 円
機器償却引当預金	機器等入替・購入のための積立預金(学校)	34,426,795 円
教育体制準備基金預金	教育体制準備のための積立預金(学校)	解約 0 円
学校行事準備金預金	学校行事準備のための積立預金(学校)	3,028,512 円
計		510,931,565 円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
未払金	未払いの合計額(本会)	7,913,272 円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

令和元年度 貸借対照表総括表、附属明細書、正味財産増減計算書総括表、
公益目的支出計画事業実施の状況、監査報告

令和元年度 貸借対照表 総括表

令和2年3月31日現在

科 目	本 会 会 計	歯 科 衛 生 士 専 門 学 校	合 計
1 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	147,936,988	50,281,233	198,218,221
未 収 金	9,712,720	2,506,227	12,218,947
前 払 金	56,100	-	56,100
立 替 金	1,364,332	-	1,364,332
貯 蔵 品	606,090	-	606,090
流動資産合計	159,676,230	52,787,460	212,463,690
2. 固定資産			
(1)特定資産			
役 員 退 職 慰 労 引 当 預 金	639,000	-	639,000
職 員 退 職 引 当 預 金	24,281,320	26,376,180	50,657,500
建 物 建 設 積 立 引 当 預 金	63,975,000	-	63,975,000
100周年記念事業積立引当預金	2,000,000	-	2,000,000
建 物	17,430,000	-	17,430,000
減 価 償 却 累 計 額	▲ 6,338,610	-	▲ 6,338,610
建 物 償 却 引 当 預 金	-	157,986,537	157,986,537
機 器 償 却 引 当 預 金	-	34,426,795	34,426,795
教 育 体 制 準 備 基 金 預 金	-	-	0
学 校 行 事 準 備 金 預 金	-	3,028,512	3,028,512
特定資産合計	101,986,710	221,818,024	323,804,734
(2)その他固定資産			
建 物	282,523,764	13,830,737	296,354,501
備 品	8,831,209	129,024,096	137,855,305
図 書	-	5,637,613	5,637,613
電 話 加 入 権	247,934	167,008	414,942
投 資 有 価 証 券	10,000,000	-	10,000,000
出 資 金	-	1,212,000	1,212,000
減 価 償 却 累 計 額	▲ 195,211,796	▲ 123,420,855	▲ 318,632,651
そ の 他 固 定 資 産 合 計	106,391,111	26,450,599	132,841,710
固定資産合計	208,377,821	248,268,623	456,646,444
資産合計	368,054,051	301,056,083	669,110,134
2 負債の部			
1. 流動負債			
前 受 金	1,775,000	7,500,000	9,275,000
未 払 金	7,913,272	-	7,913,272
預 り 金	-	102,900	102,900
賞 与 引 当 金	920,900	2,075,500	2,996,400
流動負債合計	10,609,172	9,678,400	20,287,572
2. 固定負債			
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	639,000	-	639,000
職 員 退 職 給 付 引 当 金	24,281,320	26,376,180	50,657,500
固定負債合計	24,920,320	26,376,180	51,296,500
負債合計	35,529,492	36,054,580	71,584,072
3 正味財産の部			
1. 指定正味財産（地方公共団体補助金）	11,091,390	0	11,091,390
2. 一般正味財産	321,433,169	265,001,503	586,434,672
正味財産合計	332,524,559	265,001,503	597,526,062
負債及び正味財産合計	368,054,051	301,056,083	669,110,134

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	役員退職慰労引当預金	7,455,000	1,704,000	8,520,000	639,000
	職員退職引当預金	45,892,116	4,765,384	-	50,657,500
	建物建設積立引当預金	54,555,000	9,420,000	-	63,975,000
	100周年記念事業積立引当預金	1,500,000	500,000	-	2,000,000
	建 物	17,430,000	-	-	17,430,000
	減価償却累計額	▲ 5,634,320	▲ 704,290	-	▲ 6,338,610
	建物償却引当預金	137,676,707	20,309,830	-	157,986,537
	機器償却引当預金	29,426,164	5,000,631	-	34,426,795
	教育体制準備基金預金	304,105	1	304,106	-
	学校行事準備金預金	3,028,255	257	-	3,028,512
	特定資産合計	291,633,027	40,995,813	8,824,106	323,804,734
その他固定資産	建 物	296,354,501	-	-	296,354,501
	備 品	142,658,075	789,080	5,591,850	137,855,305
	図 書	5,637,613	-	-	5,637,613
	電話加入権	414,942	-	-	414,942
	投資有価証券	10,000,000	-	-	10,000,000
	出 資 金	1,188,000	24,000	-	1,212,000
	減価償却累計額	▲ 306,426,296	▲ 17,766,059	▲ 5,559,704	▲ 318,632,651
	その他固定資産合計	149,826,835	▲ 16,952,979	32,146	132,841,710

2. 引当金の明細

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
賞与引当金	2,610,900	2,996,400	2,610,900	-	2,996,400
役員退職慰労引当金	7,455,000	1,704,000	8,520,000	-	639,000
職員退職給付引当金	45,892,980	4,764,520	-	-	50,657,500

令和元年度 正味財産増減計算書 総括表

平成31年4月1日～令和2年3月31日

科 目	実施事業等会計 公益事業1 継続事業1・2	その他会計		法人会計		内部取引控除	合 計
		1衛生士学校	2事業所健診	本 会 会 計	衛生士学校		
1 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1)経常収益							
1. 特定資産運用益	-	8,529	-	4,320	-	-	12,849
2. 入会金収入	-	-	-	6,250,000	-	-	6,250,000
3. 会費収入	-	-	-	49,970,500	-	-	49,970,500
4. 事業収入	54,660,600	103,337,500	639,204	1,242,797	-	-	159,880,101
5. 補助金等収入	424,720	5,015,090	-	4,678,890	-	▲1,500,000	8,618,700
6. 雑収入	-	858,742	-	551,196	-	-	1,409,938
7. 負担金収入	-	-	-	3,500,000	-	-	3,500,000
経常収益計	55,085,320	109,219,861	639,204	66,197,703	0	▲1,500,000	229,642,088
(2)経常費用							
1. 事業費	66,726,272	73,025,533	641,304	-	-	-	140,393,109
2. 管理費	-	-	-	35,608,179	17,631,870	▲1,500,000	51,740,049
経常費用計	66,726,272	73,025,533	641,304	35,608,179	17,631,870	▲1,500,000	192,133,158
当期経常増減額	▲11,640,952	36,194,328	▲2,100	30,589,524	▲17,631,870	0	37,508,930
2. 経常外増減の部							
(1)経常外費用							
1. 固定資産除却損	-	-	-	-	32,146	-	32,146
経常外費用計	0	0	0	0	32,146	0	32,146
当期経常外増減額	0	0	0	0	▲32,146	0	▲32,146
当期一般正味財産増減額	▲11,640,952	36,194,328	▲2,100	30,589,524	▲17,664,016	0	37,476,784
一般正味財産期首残高	▲84,011,895	276,007,096	27,300	386,471,292	▲29,535,905	0	548,957,888
一般正味財産期末残高	▲95,652,847	312,201,424	25,200	417,060,816	▲47,199,921	0	586,434,672
2 指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	-	-	-	▲704,290	-	-	▲704,290
当期指定正味財産増減額	0	0	0	▲704,290	0	0	▲704,290
指定正味財産期首残高	0	0	0	11,795,680	0	0	11,795,680
指定正味財産期末残高	0	0	0	11,091,390	0	0	11,091,390
3 正味財産期末残高	▲95,652,847	312,201,424	25,200	428,152,206	▲47,199,921	0	597,526,062

令和元年度 公益目的支出計画 実施事業の状況

R2. 3. 31 現在

(円)

	公益事業 1	継 続 1	継 続 2	公益事業合計
経常収益	10,515,296	43,860,024	710,000	55,085,320
経常費用	11,072,260	44,089,352	11,564,660	66,726,272
当期経常増減額	▲556,964	▲229,328	▲10,854,660	▲11,640,952

「公益事業 1」と「継続 1」と「継続 2」の 3 事業において、▲11,640,952 円になった。

公益目的財産額・・・・・・ 257,288,780 円（平成 31 年 3 月 31 日）

当期経常増減額・・・・・・ ▲11,640,952 円

公益目的財産額・・・・・・ 245,647,828 円（令和 2 年 3 月 31 日）

- ・ 経常増減額が令和元年度ベースで推移すると、公益目的支出計画の実施期間はあと 21.1 年 になる見込み。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

前年度資料

31. 3. 31 現在

(円)

	公益事業 1	継 続 1	継 続 2	公益事業合計
経常収益	11,301,688	45,585,432	510,000	57,396,820
経常費用	11,835,812	46,265,305	11,379,209	69,480,326
当期経常増減額	▲534,124	▲680,173	▲10,869,209	▲12,083,506

「公益事業 1」と「継続 1」と「継続 2」の 3 事業において、▲12,083,506 円になった。

公益目的財産額・・・・・・ 269,372,286 円（平成 30 年 3 月 31 日）

当期経常増減額・・・・・・ ▲12,083,506 円

公益目的財産額・・・・・・ 257,288,780 円（平成 31 年 3 月 31 日）

- ・ 経常増減額が平成 30 年度ベースで推移すると、公益目的支出計画の実施期間はあと 21.3 年 になる見込み。

令和2年5月21日

監 査 報 告

一般社団法人 浜松市歯科医師会

監 事 松 下



監 事 鳥 居 一



令和元年度一般社団法人浜松市歯科医師会の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、公益目的支出計画実施報告書その他理事の職務執行について、令和2年5月14日に監査を実施した結果、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

理事会、その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。
- (5) 公益目的支出計画実施報告書は法令及び定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく表示しています。

以上

平成30年度 貸借対照表総括表、附属明細書、正味財産増減計算書総括表、
公益目的支出計画事業実施の状況、監査報告

平成30年度 貸借対照表 総括表

平成31年3月31日現在

科 目	本 会 会 計	歯 科 衛 生 士 専 門 学 校	合 計
1 資産の部			
1. 流動資産			
現金 預金	132,165,345	46,935,037	179,100,382
未収金	10,837,556	2,504,204	13,341,760
前払金	52,920	-	52,920
立替金	1,165,170	-	1,165,170
貯蔵品	108,877	-	108,877
流動資産合計	144,329,868	49,439,241	193,769,109
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
役員退職慰労引当預金	7,455,000	-	7,455,000
職員退職引当預金	22,212,900	23,679,216	45,892,116
建物建設積立引当預金	54,555,000	-	54,555,000
100周年記念事業積立引当預金	1,500,000	-	1,500,000
建物	17,430,000	-	17,430,000
減価償却累計額	▲ 5,634,320	-	▲ 5,634,320
建物償却引当預金	-	137,676,707	137,676,707
機器償却引当預金	-	29,426,164	29,426,164
教育体制準備基金預金	-	304,105	304,105
学校行事準備金預金	-	3,028,255	3,028,255
特定資産合計	97,518,580	194,114,447	291,633,027
(2) その他固定資産			
建物	282,523,764	13,830,737	296,354,501
備品	8,478,449	134,179,626	142,658,075
図書	-	5,637,613	5,637,613
電話加入権	247,934	167,008	414,942
投資有価証券	10,000,000	-	10,000,000
出資金	-	1,188,000	1,188,000
減価償却累計額	▲ 187,646,395	▲ 118,779,901	▲ 306,426,296
その他固定資産合計	113,603,752	36,223,083	149,826,835
固定資産合計	211,122,332	230,337,530	441,459,862
資産合計	355,452,200	279,776,771	635,228,971
2 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	887,500	7,800,000	8,687,500
未払金	8,860,324	-	8,860,324
預り金	844,999	123,700	968,699
賞与引当金	909,100	1,701,800	2,610,900
流動負債合計	11,501,923	9,625,500	21,127,423
2. 固定負債			
役員退職慰労引当金	7,455,000	-	7,455,000
職員退職給付引当金	22,212,900	23,680,080	45,892,980
固定負債合計	29,667,900	23,680,080	53,347,980
負債合計	41,169,823	33,305,580	74,475,403
3 正味財産の部			
1. 指定正味財産（地方公共団体補助金）	11,795,680	0	11,795,680
2. 一般正味財産	302,486,697	246,471,191	548,957,888
正味財産合計	314,282,377	246,471,191	560,753,568
負債及び正味財産合計	355,452,200	279,776,771	635,228,971

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特 定 資 産	役 員 退 職 慰 労 引 当 預 金	3,195,000	4,260,000	-	7,455,000
	職員退職引当預金	45,659,352	4,860,068	4,627,304	45,892,116
	建 物 建 設 積 立 引 当 預 金	45,087,500	9,467,500	-	54,555,000
	100周年記念事業 積立引当預金	1,000,000	500,000	-	1,500,000
	建 物	17,430,000	-	-	17,430,000
	減価償却累計額 ▲	4,930,030	▲ 704,290	-	▲ 5,634,320
	建物償却引当預金	117,671,158	20,005,549	-	137,676,707
	機器償却引当預金	23,740,581	5,685,583	-	29,426,164
	教 育 体 制 準 備 基 金 預 金	304,103	2	-	304,105
	学 校 行 事 準 備 金 預 金	3,027,998	257	-	3,028,255
	特定資産合計	252,185,662	44,074,669	4,627,304	291,633,027
そ の 他 固 定 資 産	建 物	296,354,501	-	-	296,354,501
	備 品	143,370,389	171,720	884,034	142,658,075
	図 書	5,637,613	-	-	5,637,613
	電 話 加 入 権	414,942	-	-	414,942
	投資有価証券	10,000,000	-	-	10,000,000
	出 資 金	1,164,000	24,000	-	1,188,000
	減価償却累計額 ▲	287,453,603	▲ 19,856,719	▲ 884,026	▲ 306,426,296
	その他固定資産合計	169,487,842	▲ 19,660,999	8	149,826,835

2. 引当金の明細

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
賞与引当金	2,421,150	2,610,900	2,421,150	-	2,610,900
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,195,000	4,260,000	-	-	7,455,000
職 員 退 職 給 付 引 当 金	45,661,080	4,858,340	4,626,440	-	45,892,980

平成30年度 正味財産増減計算書 総括表

平成30年4月1日～平成31年3月31日

科 目	実施事業等会計	その他会計		法人会計		内部取引控除	合 計
	公益事業1 継続事業1・2	1衛生士学校	2事業所健診	本 会 会 計	衛生士学校		
1 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1)経常収益							
1. 特定資産運用益	-	8,401	-	4,853	-	-	13,254
2. 入 会 金 収 入	-	-	-	1,250,000	-	-	1,250,000
3. 会 費 収 入	-	-	-	50,183,000	-	-	50,183,000
4. 事 業 収 入	56,972,100	104,750,000	565,540	1,739,833	-	-	164,027,473
5. 補 助 金 等 収 入	424,720	5,700,090	-	4,763,990	-	▲1,500,000	9,388,800
6. 雑 収 入	-	877,306	-	181,116	-	-	1,058,422
7. 負 担 金 収 入	-	-	-	350,000	-	-	350,000
経常収益計	57,396,820	111,335,797	565,540	58,472,792	0	▲1,500,000	226,270,949
(2)経常費用							
1. 事 業 費	69,480,326	73,125,324	571,240	-	-	-	143,176,890
2. 管 理 費	-	-	-	34,867,347	17,744,768	▲1,500,000	51,112,115
経常費用計	69,480,326	73,125,324	571,240	34,867,347	17,744,768	▲1,500,000	194,289,005
当期経常増減額	▲12,083,506	38,210,473	▲ 5,700	23,605,445	▲17,744,768	0	31,981,944
2. 経常外増減の部							
(1)経常外費用							
1. 固定資産除却損	-	-	-	8	-	-	8
経常外費用計	0	0	0	8	0	0	8
当期経常外増減額	0	0	0	▲ 8	0	0	▲ 8
当期一般正味財産増減額	▲12,083,506	38,210,473	▲ 5,700	23,605,437	▲17,744,768	0	31,981,936
一般正味財産期首残高	▲71,928,389	237,796,623	33,000	362,865,855	▲11,791,137	0	516,975,952
一般正味財産期末残高	▲84,011,895	276,007,096	27,300	386,471,292	▲29,535,905	0	548,957,888
2 指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	-	-	-	▲704,290	-	-	▲704,290
当期指定正味財産増減額	0	0	0	▲704,290	0	0	▲704,290
指定正味財産期首残高	0	0	0	12,499,970	0	0	12,499,970
指定正味財産期末残高	0	0	0	11,795,680	0	0	11,795,680
3 正味財産期末残高	▲84,011,895	276,007,096	27,300	398,266,972	▲29,535,905	0	560,753,568

平成 30 年度 公益目的支出計画 実施事業の状況

31. 3. 31 現在

(円)

	公益事業 1	継 続 1	継 続 2	公益事業合計
経常収益	11,301,688	45,585,432	510,000	57,396,820
経常費用	11,835,812	46,265,305	11,379,209	69,480,326
当期経常増減額	▲534,124	▲680,173	▲10,869,209	▲12,083,506

「公益事業 1」と「継続 1」と「継続 2」の 3 事業において、▲12,083,506 円になった。

公益目的財産額・・・・・・ 269,372,286 円（平成 30 年 3 月 31 日）

当期経常増減額・・・・・・ ▲12,083,506 円

公益目的財産額・・・・・・ 257,288,780 円（平成 31 年 3 月 31 日）

- ・ 経常増減額が平成 30 年度ベースで推移すると、公益目的支出計画の実施期間はあと 21.3 年 になる見込み。

前年度資料

30. 3. 31 現在

(円)

	公益事業 1	継 続 1	継 続 2	公益事業合計
経常収益	11,221,493	43,691,812	510,000	55,423,305
経常費用	11,809,629	44,356,715	12,041,082	68,207,426
当期経常増減額	▲588,136	▲664,903	▲11,531,082	▲12,784,121

「公益事業 1」と「継続 1」と「継続 2」の 3 事業において、▲12,784,121 円になった。

公益目的財産額・・・・・・ 282,156,407 円（平成 29 年 3 月 31 日）

当期経常増減額・・・・・・ ▲12,784,121 円

公益目的財産額・・・・・・ 269,372,286 円（平成 30 年 3 月 31 日）

- ・ 経常増減額が平成 29 年度ベースで推移すると、公益目的支出計画の実施期間はあと 21.1 年 になる見込み。

令和元年6月27日

監査報告

一般社団法人 浜松市歯科医師会

監事 松下



監事 鳥居 一



平成30年度一般社団法人浜松市歯科医師会の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、公益目的支出計画実施報告書その他理事の職務執行について、令和元年5月14日に監査を実施した結果、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

理事会、その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。
- (5) 公益目的支出計画実施報告書は法令及び定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく表示しています。

以上

平成 29 年度 貸借対照表総括表、附属明細書、正味財産増減計算書総括表、
公益目的支出計画事業実施の状況、監査報告

平成29年度 貸借対照表 総括表

平成30年3月31日現在

科 目	本 会 会 計	歯 科 衛 生 士 専 門 学 校	合 計
1 資産の部			
1. 流動資産			
現金 預金	122,827,649	39,540,057	162,367,706
未収金	9,544,855	2,508,034	12,052,889
前払金	103,260	-	103,260
立替金	1,131,635	-	1,131,635
貯蔵品	98,217	795,397	893,614
流動資産合計	133,705,616	42,843,488	176,549,104
2. 固定資産			
(1)特定資産			
役員退職慰労引当預金	3,195,000	-	3,195,000
職員退職引当預金	20,035,840	25,623,512	45,659,352
建物建設積立引当預金	45,087,500	-	45,087,500
100周年記念事業積立引当預金	1,000,000	-	1,000,000
建物	17,430,000	-	17,430,000
減価償却累計額	▲ 4,930,030	-	▲ 4,930,030
建物償却引当預金	-	117,671,158	117,671,158
機器償却引当預金	-	23,740,581	23,740,581
教育体制準備基金預金	-	304,103	304,103
学校行事準備金預金	-	3,027,998	3,027,998
特定資産合計	81,818,310	170,367,352	252,185,662
(2)その他固定資産			
建物	282,523,764	13,830,737	296,354,501
備品	9,190,763	134,179,626	143,370,389
図書	-	5,637,613	5,637,613
電話加入権	247,934	167,008	414,942
投資有価証券	10,000,000	-	10,000,000
出資	-	1,164,000	1,164,000
減価償却累計額	▲ 180,671,155	▲ 106,782,448	▲ 287,453,603
その他固定資産合計	121,291,306	48,196,536	169,487,842
固定資産合計	203,109,616	218,563,888	421,673,504
資産合計	336,815,232	261,407,376	598,222,608
2 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	-	8,100,000	8,100,000
未払金	8,451,143	-	8,451,143
預り金	767,113	151,200	918,313
賞与引当金	895,700	1,525,450	2,421,150
流動負債合計	10,113,956	9,776,650	19,890,606
2. 固定負債			
役員退職慰労引当金	3,195,000	-	3,195,000
職員退職給付引当金	20,035,840	25,625,240	45,661,080
固定負債合計	23,230,840	25,625,240	48,856,080
負債合計	33,344,796	35,401,890	68,746,686
3 正味財産の部			
1. 指定正味財産（地方公共団体補助金）	12,499,970	0	12,499,970
2. 一般正味財産	290,970,466	226,005,486	516,975,952
正味財産合計	303,470,436	226,005,486	529,475,922
負債及び正味財産合計	336,815,232	261,407,376	598,222,608

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特 定 資 産	役員退職慰労引当預金	7,455,000	4,260,000	8,520,000	3,195,000
	職員退職引当預金	43,793,824	8,357,966	6,492,438	45,659,352
	建物建設積立引当預金	35,665,000	9,422,500	-	45,087,500
	100周年記念事業積立引当預金	500,000	500,000	-	1,000,000
	建 物	17,430,000	-	-	17,430,000
	減価償却累計額 ▲	4,225,740	▲ 704,290	-	▲ 4,930,030
	建物償却引当預金	80,258,318	40,005,380	2,592,540	117,671,158
	機器償却引当預金	12,977,048	10,763,533	-	23,740,581
	教育体制準備基金預金	1,922,702	1,510,298	3,128,897	304,103
	学校行事準備金預金	3,027,741	257	-	3,027,998
	特定資産合計	198,803,893	74,115,644	20,733,875	252,185,662
そ の 他 固 定 資 産	建 物	293,762,501	2,592,000	-	296,354,501
	備 品	142,547,429	822,960	-	143,370,389
	図 書	5,637,613	-	-	5,637,613
	電話加入権	414,942	-	-	414,942
	投資有価証券	-	10,000,000	-	10,000,000
	出 資 金	1,140,000	24,000	-	1,164,000
	減価償却累計額 ▲	267,425,389	▲ 20,028,214	-	▲ 287,453,603
	その他固定資産合計	176,077,096	▲ 6,589,254	0	169,487,842

2. 引当金の明細

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
賞与引当金	2,696,000	2,421,150	2,696,000	-	2,421,150
役員退職慰労引当金	7,455,000	4,260,000	8,520,000	-	3,195,000
職員退職給付引当金	47,125,780	5,027,738	6,492,438	-	45,661,080

平成29年度 正味財産増減計算書 総括表

平成29年4月1日～平成30年3月31日

科 目	実施事業等会計 公益事業1 継続事業1・2	その他会計		法人会計		内部取引控除	合 計
		1衛生士学校	2事業所健診	本 会 会 計	衛生士学校		
1 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
1. 特定資産運用益	-	8,498	-	5,057	-	-	13,555
2. 入会金収入	-	-	-	3,000,000	-	-	3,000,000
3. 会費収入	-	-	-	49,782,500	-	-	49,782,500
4. 事業収入	54,998,585	105,107,500	625,600	1,019,556	-	-	161,751,241
5. 補助金等収入	424,720	5,778,090	-	4,686,770	-	▲1,500,000	9,389,580
6. 雑収入	-	675,715	-	457,822	-	-	1,133,537
7. 負担金収入	-	-	-	1,750,000	-	-	1,750,000
経常収益計	55,423,305	111,569,803	625,600	60,701,705	0	▲1,500,000	226,820,413
(2) 経常費用							
1. 事業費	68,207,426	70,531,016	619,640	-	-	-	139,358,082
2. 管理費	-	-	-	35,326,230	18,204,717	▲1,500,000	52,030,947
経常費用計	68,207,426	70,531,016	619,640	35,326,230	18,204,717	▲1,500,000	191,389,029
当期経常増減額	▲12,784,121	41,038,787	5,960	25,375,475	▲18,204,717	0	35,431,384
当期一般正味財産増減額	▲12,784,121	41,038,787	5,960	25,375,475	▲18,204,717	0	35,431,384
一般正味財産期首残高	▲59,144,268	196,757,836	27,040	337,490,380	6,413,580	0	481,544,568
一般正味財産期末残高	▲71,928,389	237,796,623	33,000	362,865,855	▲11,791,137	0	516,975,952
2 指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	-	-	-	▲704,290	-	-	▲704,290
当期指定正味財産増減額	0	0	0	▲704,290	0	0	▲704,290
指定正味財産期首残高	0	0	0	13,204,260	0	0	13,204,260
指定正味財産期末残高	0	0	0	12,499,970	0	0	12,499,970
3 正味財産期末残高	▲71,928,389	237,796,623	33,000	375,365,825	▲11,791,137	0	529,475,922

平成 29 年度 公益目的支出計画 実施事業の状況

30. 3. 31 現在

(円)

	公益事業 1	継 続 1	継 続 2	公益事業合計
経常収益	11, 221, 493	43, 691, 812	510, 000	55, 423, 305
経常費用	11, 809, 629	44, 356, 715	12, 041, 082	68, 207, 426
当期経常増減額	▲588, 136	▲664, 903	▲11, 531, 082	▲12, 784, 121

「公益事業 1」と「継続 1」と「継続 2」の 3 事業において、▲12, 784, 121 円になった。

公益目的財産額・・・・・・ 282, 156, 407 円（平成 29 年 3 月 31 日）

当期経常増減額・・・・・・ ▲12, 784, 121 円

公益目的財産額・・・・・・ 269, 372, 286 円（平成 30 年 3 月 31 日）

- ・経常増減額が平成 29 年度ベースで推移すると、公益目的支出計画の実施期間はあと 21.1 年になる見込み。

前年参考資料

29. 3. 31 現在

(円)

	公益事業 1	継 続 1	継 続 2	公益事業合計
経常収益	11, 967, 284	37, 923, 553	510, 000	50, 400, 837
経常費用	12, 451, 369	38, 737, 628	11, 544, 073	62, 733, 070
当期経常増減額	▲484, 085	▲814, 075	▲11, 034, 073	▲12, 332, 233

「公益事業 1」と「継続 1」と「継続 2」の 3 事業において、▲12, 332, 233 円になった。

公益目的財産額・・・・・・ 294, 488, 640 円（平成 28 年 3 月 31 日）

当期経常増減額・・・・・・ ▲12, 332, 233 円

公益目的財産額・・・・・・ 282, 156, 407 円（平成 29 年 3 月 31 日）

- ・経常増減額が平成 28 年度ベースで推移すると、公益目的支出計画の実施期間はあと 22.9 年になる見込み。

平成30年6月23日

監 査 報 告

一般社団法人 浜松市歯科医師会
監 事 松 下 茂 

監 事 鳥 居 一 也 

平成29年度一般社団法人浜松市歯科医師会の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、公益目的支出計画実施報告書その他理事の職務執行について、平成30年5月10日に監査を実施した結果、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

理事会、その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。
- (5) 公益目的支出計画実施報告書は法令及び定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく表示しています。

以上

添付資料

(1) 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表

※実務経験の列に○が記載されている科目が、実務経験のある教員等による授業科目。

実務経験のある教員等による授業科目

実務経験	分野	教育内容	履修科目名	単位	区分	講師名	実務経験について
	基礎分野	科学的思考の基盤	生物学		講義	藤森 文臣	高校・大学の現場での教員としての理科教育の経験を活かし、自然科学の基本的な素養と歯科衛生士として必要とする生命、組織細胞、遺伝、免疫など生物学の基礎知識について講義する。
	基礎分野	科学的思考の基盤	化学		講義	小出 和美	高校理科教員・大学でのリメディアル教育担当としての理科教育経験を活かし、物事を科学的に捉え判断する力の涵養を図るため、物質の成り立ち・物質の三態・化学反応・無機化合物・有機化合物などについて講義する。
○	基礎分野	人間と生活	心理学	2	講義	吉村 往	病院、診療所、施設、大学の現場での臨床心理士・カウンセラー経験(現役)を活かし、心理学の基礎知識、自己理解や他者理解を深めコミュニケーション能力の向上を図るための対人スキルについて講義する。
○	基礎分野	人間と生活	生命倫理・医療倫理	1	講義	清原 恵美	総合病院の現場での緩和ケア認定看護師(現役)の経験を活かし、「ホスピス・緩和ケア」「その人らしさを尊重すること」という観点から、患者の自己決定を尊重すること、患者中心の医療など医療人として必要な心構えについて講義する。
○	基礎分野	人間と生活	生命倫理・医療倫理			衛藤耕太郎	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、「医療倫理」「バイオエシックス」「インフォームドコンセント」の観点から、患者の自己決定を尊重すること、患者中心の医療など医療人として必要な心構えについて講義する。
○	基礎分野	人間と生活	話法・接遇	1	講義	鈴木真与理	小学校の教員、学校・企業・裁判所等現場でのカウンセラー及びファシリテーションの経験(現役)を活かし、豊かな人間性を持った歯科衛生士の育成のため、その基盤となる言葉遣い、人間関係のつくり方、マナーについて講義する。
○	基礎分野	人間と生活	話法・接遇			足立 清美	企業・病院・歯科診療所の実務経験、企業・病院・大学・専門学校・団体・文化センター等の講師(現役)としての経験を活かし、歯科衛生士として必要な、誠実・清潔な身だしなみ、笑顔、姿勢、挨拶、しぐさなど礼儀作法や心構えについて講義する。
○	基礎分野	人間と生活	話法・接遇			大場さわこ	放送業界でのアナウンス・パーソナリティー業務の経験、企業での実務(社員教育)、大学・専門学校・企業・病院の講師(現役)の経験を活かし、豊かな人間性を持った歯科衛生士の育成のため、患者に好感を持たれる話し方や言葉遣いと心構えについて講義する。
○	基礎分野	人間と生活	歯科英語	2	講義	中村 智子	銀行・研究所での実務経験、中学・高校・専門学校での講師経験を活かし、歯科医療の現場での英語による外国人患者への対応ができるよう、様々な場面を想定した会話の基礎知識を講義する。
○	基礎分野	人間と生活	ケア・コミュニケーション	2	講義	川口 晴美	航空業務、国際旅客部での実務経験、企業・病院・大学・専門学校・高等学校・団体・文化センター等の講師(現役)としての経験を活かし、患者の立場に立った視点での仕事意識、医療に携わるスタッフとしての役割や使命感、歯科医院における患者対応のマナーや基本動作について講義する。
基礎分野			小計	8			
○	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	解剖学	1	講義	足立 卓也	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、解剖名の説明と、医学の基礎となる人体の正常かつ複雑な「しくみ」及び深い関係のある「働き」を理解するための基礎知識について講義する。
○	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	解剖学			山田 真吾	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、解剖名の説明と、医学の基礎となる人体の正常かつ複雑な「しくみ」及び深い関係のある「働き」を理解するための基礎知識について講義する。
○	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	組織・発生学	1	講義	鈴木 美穂	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、人体・歯・歯周組織発生と、歯、歯周組織の組織構造を理解し、組織・細胞レベルで人体の構築について講義する。
○	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	生理学	2	講義	望月里依奈	大学病院歯科口腔外科の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、消化・吸収、循環(血管・心臓・静脈・リンパ)、神経、呼吸、感覚、排泄、対応、内分泌、生殖など生体のメカニズムの基本について講義する。
○	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	栄養学	1	講義	石津 貴恵	薬局での管理栄養士としての栄養指導等の実務と、歯科診療所の臨床現場での歯科衛生士(現役)の経験を活かし、糖質、タンパク質、脂質、日本人栄養摂取状況など栄養と代謝、口腔と全身の関係など、歯科衛生士として保健指導に必要な基礎となる知識について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の構造と機能	生化学	1	講義	田代 浩史	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験、大学の講師経験を活かし、生体の構成要素と化学反応、糖質と脂質の代謝から、身体を維持する代謝と子孫を残す遺伝情報を各種病態と疾患とに関係付けて講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の構造と機能	生化学			深谷 和貴	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、タンパク質の代謝、結合組織、構成成分、石灰化は歯の蓄積物などから、身体を維持する代謝と子孫を残す遺伝情報を各種病態と疾患とに関係付けて講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	1	講義	小川 主税	大学病院歯科口腔外科の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、顎顔面・頭頸部の構造(骨・筋・血管・神経)とその機能について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の構造と機能	歯牙解剖	2	講義	佐原 正恭	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、口腔付近の構造と動き、歯牙の特徴、歯の歯列・咬合の知識について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の構造と機能	歯牙解剖			左津前 真	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、特徴のある歯の形態、歯列と咬合、歯牙形態を立体像として理解できるように講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の構造と機能	口腔生理学	1	講義	田村 友香	大学病院歯科口腔外科の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、歯科衛生士として患者を診る際に必要となる歯の痛みや味覚、あごの運動、嚥下(飲み込み)などの口腔の動き・機能について講義する。
○	専門基礎分野	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	1	講義	森 弘樹	総合病院病理診断科の臨床現場での医師(現役)の経験を活かし、正常(健康)・異常(疾患)、病変や疾患の基本、疾患の原因・経過・結果、疾患時の細胞・組織の変化について講義する。
○	専門基礎分野	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	口腔病理学	1	講義	鈴木 浩之	医科大学病理学講座での研究活動、医科大学の教員(歯科口腔外科)、大学病院および歯科診療所での歯科医師(現役)の経験を活かし、顎口腔領域疾患の原因・発症機序・形態と機能の変化など病気のメカニズムを講義する。

実務経験のある教員等による授業科目

実務経験	分野	教育内容	履修科目名	単位	区分	講師名	実務経験について
○	専門基礎分野	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	薬理学	1	講義	鈴木 常義	薬局での薬剤師業務(現役)に携わった経験を活かし、薬物の作用、中枢・末梢神経系と薬の関係、循環・呼吸器系と薬の関係、ビタミン、ホルモン、漢方医学などの薬・医薬品の基礎知識と副作用等留意事項について講義する。
○	専門基礎分野	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	歯科薬理学	1	講義	近藤 大祐	大学病院口腔修復系診療科保存科及び歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、身近なものから歯科診療に使用される薬物の作用と薬物治療の基本知識について事例を参照しながら講義する。
○	専門基礎分野	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	歯科薬理学			山崎 敬晃	大学病院、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、歯髄疾患、歯周疾患、顎・口腔粘膜疾患などの歯科診療に使用される薬物の作用と薬物治療の基本知識と服薬指導について講義する。
○	専門基礎分野	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	微生物学	1	講義	永田 年	医学研究者(博士)・歯科医師としての国内外研究員、歯科診療所の臨床現場での歯科医師の経験、大学・専門学校教員(現役)の経験を活かし、病原微生物(細菌、真菌、ウイルス、原虫)の性質と疾病(感染症)、その予防、治療法について講義する。
○	専門基礎分野	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	口腔微生物学	1	講義	永田 年	医学研究者(博士)・歯科医師としての国内外研究員、歯科診療所の臨床現場での歯科医師の経験、大学・専門学校教員(現役)の経験を活かし、口腔病原微生物(細菌、真菌、ウイルス、原虫)の性質と疾病(感染症)、その予防、治療法について。さらに口腔に症状の出る全身感染症について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	予防歯科学	2	講義	増田 美恵	行政および歯科診療所での歯科医師の経験を活かし、歯科疾患の成因と発病機序、歯科臨床及び公衆衛生における患者の健康維持増進に必要な化学概念に基づく歯科疾患の予防処置の実施方法と保健指導方法について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	衛生・公衆衛生学	1	講義	宮原 時彦	大学院における公衆衛生学の研究、大学・専門学校での講師(現役)の経験を活かし、最新の医療統計を基に、日本国の医療事情、医療にかかわる法律、国や地方自治体の活動について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	地域歯科保健学			坂本 友紀	歯科医師としての大学教員、厚生労働省・県・市での行政勤務経験(現役)を活かし、地域保健、公衆衛生、組織、健康づくり対策、母子保健など、住民の健康維持に役立てる歯科保健に対する社会の理念やその仕組みについて講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	地域歯科保健学	2	講義	長野 正弘	浜松市の歯科保健推進会議委員・防災会議委員並びに歯科医師会の地域歯科保健医療部長・成人歯科専門部会部長。歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、地域の学校保健・成人保健・産業保健・老人保健・精神保健・災害時の歯科保健・国際保健について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	衛生行政・社会福祉			坂本 友紀	歯科医師としての大学教員、厚生労働省・県・市での行政勤務経験(現役)を活かし、医療従事者である歯科衛生士が、その業務を遂行するにあたって、習得しておくべき衛生行政の仕組みや関係法律について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	衛生行政・社会福祉	2	講義	永田 正男	障害者通所施設のサービス課責任者および臨床現場での精神保健福祉士(現役)としての実務経験、市の福祉課、保健所、教育委員会、行政書士事務所、専門学校教員の経験を活かし、歯科衛生士の業務を行う上で必要な関係法律、社会保障、社会福祉、医療保険の基礎的な知識について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	保健情報・統計学			宮原 時彦	大学院における公衆衛生学の研究、大学・専門学校での講師(現役)の経験を活かし、科学的根拠に基づいた医療保健、統計手法の意義と検定の過程、結果理解による歯科衛生士として必要な思考力について講義する。
○	専門基礎分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	保健情報・統計学	2	講義	武田 成久	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、齲蝕や歯周疾患などの年齢、性別、職業、個人・集団などの指数について理解し、診断・分析・評価を行うことで歯科保健指導に結びつけられるようその基礎知識について講義する。
専門基礎分野			小計	21			
○	専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	講義	伊奈美恵子	歯科診療所の臨床現場での歯科衛生士業務、大学院での感染予防の研究、専門学校での教員経験(現役)を活かし、歯科衛生士の業務、歴史、法律、倫理、組織など、人々の健康づくりの支援者として必要な歯科衛生士の概要を講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯科臨床概論	1	講義	才川 隆弘	日本補綴南科学会専門医、日本老年南科学会専門医・指導医。大学病院及び歯科診療所の臨床現場で診療に携わる。歯科医師会においては地域歯科保健医療の分野で携わる。これら経験を踏まえて歯科及び歯科臨床について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	保存修復学	2	講義	山本 哲也	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、保存、齲蝕、窩洞、前処理、切削器具など、保存修復学の基礎知識について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	保存修復学			神谷維知郎	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、コンポジットレジン修復、セメント修復、インレー修復、ベニア修復、合着・接着材、歯科材料の種類・取り扱いなど、保存修復学の基礎知識について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯内療法学	2	講義	長谷川 慶	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、歯科臨床において治療の土台となる歯内療法の基礎知識とその考え方、診察の流れについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯内療法学			石井 圭	大学病院・歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、歯科臨床において治療の土台となる歯内療法の基礎知識とその考え方、診察の流れについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯内療法学			杉山 正祐	大学病院・歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、歯髄の除去療法、根管治療などの歯内療法の基礎知識とその考え方、診察の流れについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯内療法学			松島 正尚	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、根管充填、外科的歯内療法、歯の外傷・安全対策、歯のホワイトニングなどの歯内療法の基礎知識とその考え方、診察の流れについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯周治療学	2	講義	宮澤 康	大学講師、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、歯周治療学を臨床に即した面から、歯周病の予防と治療の基本的な知識及び技術について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯科補綴学	2	講義	鳥居 一也	大学・専門学校講師、歯科診療所の臨床現場(現役)での歯科医師の経験を活かし、歯科衛生士に密接に関連している歯科補綴学を臨床に即した面から補綴治療の基礎的な知識について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯科補綴学			中村 明雄	大学病院、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、歯科補綴学を臨床に即した面から、クラウン、ブリッジ、部分床義歯、全部床義歯について講義する。

実務経験のある教員等による授業科目

実務経験	分野	教育内容	履修科目名	単位	区分	講師名	実務経験について
○	専門分野	臨床歯科医学	口腔外科学	2	講義	中村 康宏	大学病院歯科口腔外科、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、口腔外科の患者の概要、疾患の主要症状・原因・治療法、歯科衛生士の役割について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	口腔外科学			宮城 和彦	大学病院歯科口腔外科、総合病院麻酔科、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、口腔外科治療の実際、歯科麻酔と患者管理、局所・全身麻酔、精神鎮静法、術前・術後のケア、器材管理などについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	小児歯科学	2	講義	飯嶋 展子	大学病院、歯科診療所の臨床現場での歯科医師の経験を活かし、小児歯科の本質とそれを理解するための知識、歯科衛生士としての母親教室等における子供の健やかな顎、口腔の発育を指導できるための知識について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	小児歯科学			伊藤 直子	大学病院、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、小児期の特徴と歯科的問題点、診療体系の流れと対応法、障がい児治療などについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯科矯正学	2	講義	喜多 勇治	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、矯正歯科治療の概要、成長発育、正常咬合と不正咬合など、臨床での歯科衛生士業務に必用な知識とテクニックについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯科矯正学			八木 教之	大学病院、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、矯正歯科治療と「力」、矯正力・顎整形力・保定など、臨床での歯科衛生士業務に必用な知識と技術について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	歯科矯正学			神谷 貴志	大学病院、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、矯正歯科診断、矯正装置、小児の早期治療、成人矯正治療、顎変形症、矯正治療中の口腔衛生管理、口腔筋機能療法、歯科衛生士業務などについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	高齢者歯科			相澤 秀夫	市と歯科医師会協力の在宅歯科治療、地域多職種連携、地域包括ケアシステム構築の活動。大学病院、総合病院、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、高齢者の摂食・嚥下リハビリテーションの歯科衛生士の役割について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	高齢者歯科	1	講義	奥山恵理子	精神科医療機関及びデイケア施設のソーシャルワーカーの経験、および行政、病院、施設での主任介護支援専門員(現役)、精神保健福祉士(現役)、認知症介護指導者(現役)、高齢者支援に関する人材育成教育講師、大学非常勤講師などの経験を活かし、加齢による身体的・精神的変化と疾患と、その予防・対応などについて講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	高齢者歯科			森田 一彦	日本老年歯科医学会専門医・指導医、市・歯科医師会での在宅療養者訪問歯科推進活動、介護保険認定審査、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、高齢者の特徴、接し方、口腔との関わり方、医療と介護、歯科衛生過程について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	障害者歯科	1	講義	鈴木 一	特別支援学校医、障がい者施設医、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、障がいの概念、歯科医療で特別な支援が必要な疾患、障がいの者の歯科医療と行動調整など障がい者歯科医療の知識について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	障害者歯科			村上 祐介	特別支援学校医、障がい者施設医、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、障がいの者の健康支援と口腔衛生管理、リスク評価と安全管理、摂食・嚥下リハビリテーション、歯科衛生過程など障がい者歯科医療の知識について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	摂食・嚥下機能訓練	1	講義	配島 桂子	総合病院歯科口腔外科の臨床現場の歯科医師(現役)の経験を活かし、歯科衛生士が摂食嚥下機能障害の評価・訓練・指導を実施するための摂食嚥下機能に関する知識・技術について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	最新歯科医療	1	講義	石川 知弘	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、歯周組織再生療法等歯周外科、インプラント治療の基礎と臨床など最新の歯科医療について講義する。
○	専門分野	臨床歯科医学	最新歯科医療			古橋 拓哉	大学病院や歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、レーザー治療の実際と知識・操作、ホワイトニングからセラミック等審美歯科、顕微鏡歯科、磁性アタッチメント、CAD/CAM冠などの最新歯科の各論について講義する。
○	専門分野	歯科予防処置論	歯科予防処置論1	3	実習	大石 雄一 専任教員多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験(大石)と歯科衛生士の経験および本校教員(現役)の経験を活かし、歯科予防処置についての基本的な知識・技術を講義し、予防的歯石除去の基本的能力が習得できるよう指導する。
○	専門分野	歯科予防処置論	歯科予防処置論2	2	実習	匂坂 存宏 専任教員多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験(匂坂)と歯科衛生士の経験および本校教員(現役)の経験を活かし、対象者に応じた歯科予防処置についての知識・技術を深め、さらに相互実習を通じて高め、臨床の現場において実践できる能力を習得できるよう指導する。
○	専門分野	歯科予防処置論	歯科予防処置論3	1	実習	専任教員多数	歯科診療所の臨床現場での歯科衛生士の経験と本校教員(現役)の経験を活かし、対象者に応じた歯科予防処置についての知識・技術を深め、さらに相互実習を通じて高め、臨床の場において実践できる能力が習得できるよう指導する。
○	専門分野	歯科予防処置論	医療安全	1	講義	吉野 篤人	大学病院・総合病院の臨床現場での医師(現役)の経験を活かし、救急医療の現場と実際、災害医療について講義する。
○	専門分野	歯科予防処置論	医療安全			内山 佳之	大学病院・総合病院の臨床現場での医師(現役)の経験を活かし、救命救急医療の基本と実際、基本的心肺蘇生について講義する。
○	専門分野	歯科予防処置論	医療安全			葛原 健太	総合病院の臨床現場での感染管理認定看護師(現役)の経験を活かし、感染予防に必要な理論・基本的知識・予防技術、職業感染予防の必要性と対応方法、ウイルスの特徴とワクチン接種の必要性、器材管理の重要性、ファシリティー・マネジメントの概念について講義する。
○	専門分野	歯科予防処置論	齧蝕予防法	1	講義	大石 雄一	研究所での研究活動と、歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、齧蝕の知識、フッ化物の応用、歯と唾液の知識、齧蝕活動性試験、予防処置法のアウトライン、実際、集団応用について講義する。
○	専門分野	歯科予防処置論	齧蝕予防法			鈴木 英史	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、齧蝕活動性試験、齧蝕予防処置法のアウトライン及び実際と集団応用について講義する。
○	専門分野	歯科保健指導	歯科保健指導論1	2	実習	伊藤 智明 専任教員多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験(伊藤)と歯科衛生士の経験および本校教員(現役)の経験を活かし、健康や歯科医療に対する関心が高まるよう、歯科保健指導を行うために必要な基礎的な知識・技術を指導する。

実務経験のある教員等による授業科目

実務経験	分野	教育内容	履修科目名	単位	区分	講師名	実務経験について
○	専門分野	歯科保健指導	歯科保健指導論2	3	実習	鈴木 隆之 小粥江利子 専任教員多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験(鈴木)、高齢者施設の臨床現場での歯科衛生士の経験(小粥)、歯科診療所の臨床現場での歯科衛生士の経験と本校教員(現役)の経験を活かし、歯科保健指導および健康教育を行うために必要な基礎的知識・技術を指導し、臨床および地域歯科保健の場において、専門的立場より支援できる能力が習得できるよう指導する。
○	専門分野	歯科保健指導	栄養指導	2	講義	石津 貴恵	薬局での管理栄養士としての栄養指導等の実務と、歯科診療所の臨床現場での歯科衛生士(現役)の経験を活かし、ビタミン・ミネラルの栄養学的意味、代用甘味料、国民の健康と栄養、望ましい食生活、ライフステージ別の栄養と調理、咀嚼の重要性など、歯科衛生士として保健指導に必要な知識について講義する。
○	専門分野	歯科診療補助論	歯科診療補助論1	3	実習	森 康 郎 専任教員多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験(河合)と歯科衛生士の経験および本校教員(現役)の経験を活かし、歯科診療の補助と歯科診療に対する介助業務について、その基本姿勢や材料・器械の知識と取り扱いについて指導する。
○	専門分野	歯科診療補助論	歯科診療補助論2	2	実習	小川 主税 専任教員多数	大学病院歯科口腔外科の臨床現場での歯科医師(現役)の経験(田村)、歯科診療所の臨床現場での歯科衛生士の経験と本校教員(現役)の経験を活かし、歯科診療に対する理解を深め、技術を磨くとともに、その心構えが習得できるよう指導する。
○	専門分野	歯科診療補助論	歯科器械の取り扱い	1	講義	鈴木 慶太	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、臨床現場から見た保存修復、歯内療法、歯科補綴、歯周疾患治療の患者により異なる初診から終了までの治療ステップの状況に合わせて必要となる器具・材料・器械について講義する。
○	専門分野	歯科診療補助論	歯科放射線学	1	講義	田村 友香	大学病院歯科口腔外科の臨床現場での歯科医師(現役)の経験(田村)を活かし、歯科医療とエックス線の画像形成・検査、口内法エックス線撮影、パノラマエックス線撮影、撮影と画像保管、放射線治療と口腔管理、歯科衛生士の役割について講義する。
○	専門分野	歯科診療補助論	受付事務	1	講義	中谷 圭吾	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、患者への対応や作法、受付での診療に直接関係する業務、事務的な業務など、受付事務業務の基礎知識について講義する。
○	専門分野	歯科診療補助論	受付事務			水野 雄二	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、レセプトと保険診療、病名・指導・検査・シーラント・スケールリングなど症例ごとの保健指導の仕組みや保険請求の方法について講義する。
○	専門分野	歯科診療補助論	医学一般・臨床検査	1	講義	加藤 明彦	大学病院・総合病院・がんセンターの臨床現場での医師(現役)の経験を活かし、生活習慣病、その他よく見られる疾患、小児にみられる流行性疾患など医学一般について講義する。
○	専門分野	歯科診療補助論	医学一般・臨床検査			高林 保行	総合病院の臨床現場での臨床検査技師(現役)の経験を活かし、医療に携わる者として必要となる、現代医療での検査の意義の理解、医療行為を科学的根拠に基づいて判断できる態度について講義する。
○	専門分野	臨地実習(臨床実習を含む。)	臨床・臨地実習1	1	臨床実習	臨地臨床実習指導教員 多職種多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)・歯科衛生士(現役)の経験を活かし、歯科衛生士として必要な知識、技術、人間性について教育指導を行う。
○	専門分野	臨地実習(臨床実習を含む。)	臨床・臨地実習2	8	臨床実習	臨地臨床実習指導教員 多職種多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)・歯科衛生士(現役)の経験を活かし、歯科衛生士として必要な知識、技術、人間性について教育指導を行う。また障がい者施設、介護老人保険施設、小学校、幼稚園における看護師(現役)、社会福祉士(現役)、介護福祉士(現役)、歯科衛生士(現役)、養護教諭(現役)等の専門職の経験を活かし、歯科衛生士として必要な知識、技術、人間性について教育指導を行う。
○	専門分野	臨地実習(臨床実習を含む。)	臨床・臨地実習3	11	臨床実習	臨地臨床実習指導教員 多職種多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)・歯科衛生士(現役)の経験を活かし、歯科衛生士として必要な知識、技術、人間性について教育指導を行う。口腔医療センター・各保健センターの保健師(現役)、歯科衛生士(現役)、総合病院の歯科口腔外科、摂食・嚥下指導訓練等の歯科医師(現役)、歯科衛生士(現役)、看護師(現役)等の経験を活かし、歯科衛生士として必要な知識、技術、人間性について教育指導を行う。
専門分野			小計	65			
○	選択必修分野	専門基礎・専門分野	一般教養	1	講義	馬塚 丈司	河口のツバメ生息地の保護、サンクチュアリジャパンの結成、海岸でのアカウミガメや渡り鳥・アジサシなどの保護・環境保全、子供たちへの自然教育などの自然保護活動(現役)の経験を活かし、生活の中での環境や身近な自然環境を通じて持続可能な社会構築を行うための基本的な考え方について講義する。
○	選択必修分野	専門基礎・専門分野	一般教養			宇津山 茂	企業での日本茶・茶器販売、製茶(現役)の経験や小中学校・高校・企業でのインストラクター(現役)の経験を活かし、日本茶の歴史、産地、種類、効能、お茶の種類に応じた淹れ方について講義する。
○	選択必修分野	専門基礎・専門分野	一般教養			飯嶋 理	バロック音楽アンサンブル『18世紀アンサンブル浜松』(現役)による、寺・協会・学校等様々なコンサートの経験と歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験を活かし、音楽を切り口として17から18世紀の哲学・科学・芸術など人の営みについて、歯科衛生士として必要な人としての大切な素養について講義する。
○	選択必修分野	専門基礎・専門分野	一般教養			足立 清美	企業・病院・歯科診療所での実務経験、企業・病院・大学・専門学校・団体・文化センター等の講師(現役)としての経験を活かし、患者の立場に立った視点での仕事意識、医療に携わるスタッフとしての役割や使命感、歯科医院における患者対応のマナーや基本動作について講義する。
○	選択必修分野	研究	課題研究	2	演習	歯科医師・ 歯科衛生士多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)・歯科衛生士の経験、本校教員(現役)の経験を活かし、歯科衛生士として必要な課題解決能力を習得するため、歯科医療に関する課題の調査・分析・評価・資料作成・プレゼンテーションなどの教育指導を行う。
○	選択必修分野	総合学習	総合学習	14	講義	歯科医師・ 歯科衛生士多数	歯科診療所の臨床現場での歯科医師(現役)の経験と、歯科衛生士および本校教員(現役)の経験を活かし、3年間学んだ歯科衛生士としての必要な知識や心構えについて、ほぼ全ての科目について総復習となる講義を行う。
選択必修分野			小計	17			
総合計				111			

添付資料

(2) 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)

別冊：令和2年度シラバス[教授科目]を参照

添付資料

- (3) 役員名簿、又は外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

役員名簿、又は学部人材の意見を反映することができる組織に関する規程

浜松歯科衛生士専門学校学則

第1章 総 則

(設置目的)

第1条 この専門学校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、歯科衛生士法に規定する歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ、有能な歯科衛生士を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 この学校は、浜松歯科衛生士専門学校（以下「学校」という。）と称する。

(位置)

第3条 この学校は、浜松市中区鴨江二丁目11番2号に置く。

(設置者)

第4条 この学校は、一般社団法人浜松市歯科医師会が設置経営する。

(修業年限等)

第5条 この学校の課程名、学科名、修業年限、学生定員、学級数及び学生総数は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	1 学年学級数	学生総定員
専門課程	歯科衛生士科	昼 3 年	44 名	1	132 名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年は、次の期に区分する。

- (1) 前 期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日
- (4) 春期休業 3月下旬から4月上旬まで
- (5) 夏期休業 7月下旬から8月下旬まで
- (6) 冬期休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2. 校長は、必要に応じ休業期間を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程

第9条 (学科課程及び授業時間数)
学科課程及び授業時間数は、次のとおりとする。

分野	教育内容	履修科目名	単位	各学年時間数		
				1 年	2 年	3 年
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	1	16		
		化学	1	16		
	人間と生活	心理学	2	30		
		生命倫理・医療倫理	1	16		
		話法・接遇	1	16		
		歯科英語	2	30		
		ケア・コミュニケーション	2		30	
基礎分野合計			10	124	30	0
専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	解剖学	1	16		
		組織・発生学	1	16		
		生理学	2	30		
		栄養学	1	16		
	歯・口腔の構造と機能	生化学	1	16		
		口腔解剖学	1	16		
		歯牙解剖	2	30		
		口腔生理学	1	16		
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	1	16		
		口腔病理学	1	16		
		薬理学	1	16		
		歯科薬理学	1	16		
		微生物学	1	16		
		口腔微生物学	1	16		
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	予防歯科学	2	30		
		衛生・公衆衛生学	1	16		
		地域歯科保健学	1		16	
		衛生行政・社会福祉	2		30	
		保健情報・統計学	1		16	
専門基礎分野合計			23	298	62	0
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	30		
	臨床歯科医学	歯科臨床概論	1	16		
		保存修復学	2	30		
		歯内療法学	2	30		
		歯周治療学	2	30		
		歯科補綴学	2		30	
		口腔外科学	2		30	
		小児歯科学	2		30	
		歯科矯正学	2		30	
		高齢者歯科	1		16	
		障害者歯科	1		16	
		摂食・嚥下機能訓練	1			16
	最新歯科医療	1			16	
	歯科予防処置論	歯科予防処置論 1	3	120		
		歯科予防処置論 2	2		80	
		歯科予防処置論 3	1			40
		医療安全	1		16	
		齲蝕予防法	1		16	
	歯科保健指導論	歯科保健指導論 1	2	80		
		歯科保健指導論 2	3		120	
		栄養指導	2		30	
	歯科診療補助論	歯科診療補助論 1	3	120		
		歯科診療補助論 2	2		80	
		歯科器械の取り扱い	1		16	
		歯科放射線学	1		16	
		受付事務	1		16	
		医学一般・臨床検査	1		16	
	臨地実習(臨床実習含む。)	臨床・臨地実習 1	1	45		
		臨床・臨地実習 2	8		360	
		臨床・臨地実習 3	11			495
専門分野合計			65	501	918	567
選択必修分野	教養	一般教養	1	16		
	研究	課題研究	2			60
	総合学習	総合学習	14			210
選択必修分野合計			17	16	0	270
総 計			115	939	1010	837

※講義:15時間・16時間1単位、演習:30時間1単位、実習:40時間1単位、臨床実習:45時間1単位

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

(学業成績)

第10条 学業成績は、学科試験及び実習並びに平素の成績により判定する。

(試験)

第11条 学科試験は、定期試験及び臨時試験の区分により、校長が定める科目について行う。

2. 定期試験は、学期末試験及び卒業試験とする。
3. 臨時試験は、校長が必要と認めたときに行う。

(受験資格)

第12条 前条の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

(補習)

第13条 各科目にかかる出席時間数が、歯科衛生士学校養成所指定規則に定める時間数に満たない者については、必要な補習を行ったうえでなければ受験することができない。

(合格点)

第14条 学科試験の成績は、6割以上を得た者を合格とする。

(再試験)

第15条 試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。

2. 再試験を受ける者は、再試験願に再試験料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。
3. 再試験料は3,000円とし、期日は別に定める。

(追試験)

第16条 試験に欠席した理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。

2. 追試験を受ける者は、追試験願に追試験料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。
3. 追試験料は3,000円とし、期日は別に定める。

(進級、卒業)

第17条 進級及び卒業の認定は、学業成績、出席状況について評定のうえ教務委員会の議を経て校長が行う。

(卒業証書)

第18条 校長は、所定の教育課程を修了したと認める者に卒業証書を授与する。

(称号の授与)

2. 校長は、所定の教育課程を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第5章 入学、休学、退学及び転入学等

(入学時期)

- 第19条 入学及び進級の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

- 第20条 この学校に入学する資格のある者は、学校教育法第90条第1項に該当する女子とする。
2. 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた18歳に達した女子とする。

(入学志願手続)

- 第21条 本校に入学しようとする者は、本校の募集要項に定める必要書類を作成し入学検定料を添えて、定められた期日内に校長に提出しなければならない。

(入学試験及び合格)

- 第22条 入学試験は、必要に応じ学科試験・人物考査等を行う。その期日・場所その他の必要事項はその都度公示し、総合成績で選考し教務委員会の議を経る。

(入学手続)

- 第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに保証人1名の誓約書に必要な学費を添えて、校長に提出しなければならない。
2. 校長は、前項の手続きを完了した者(以下「学生」という。)に対し、入学を許可する。
3. 卒業見込で受験した者で入学を希望する者は、指定期日までに卒業証明書を提出しなければならない。
4. 前項の手続きを怠り、または入学期日に許可なく出席しない場合は、入学許可を取り消すことがある。

(異動の届出)

- 第24条 本人及び保証人の身分上に異動、または住所変更等のあった場合は直ちに異動届を校長に提出しなければならない。

(欠席)

- 第25条 学生が欠席する場合は、欠席届を校長に提出しなければならない。なお、必要に応じ、傷病の場合は医師の診断書を添付するものとする。

(休学)

- 第26条 学生が休学する場合は、休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、必要に応じ、傷病の場合は医師の診断書を添付するものとする。
2. 休学期間は一年以内とする。
3. 休学期間中は授業料の半額を納入しなければならない。

(復学)

- 第27条 復学を希望する者は、復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、必要に応じ、傷病による休学の場合は医師の診断書を添付するものとする。
2. 前項の場合は休学時の学年に編入する。

(転入学)

第 28 条 厚生労働大臣（又は文部科学大臣）の指定した他の歯科衛生士養成所の学生が所属長の承諾書を添えて転入を志願したときは、欠員がある場合に選考の上これを許可することができる。

2. 転入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(在学期間)

第 29 条 この学校の在学期間は、修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。

(退学)

第 30 条 学生が退学する場合は、退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 6 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第 31 条 入学検定料、入学金及び授業料等は次のとおりとする。

(1) 入学検定料	15,000 円
(2) 入学金	200,000 円
(3) 授業料 (年額)	450,000 円
(4) 実習費 (年額)	130,000 円
(5) 施設維持費 (年額)	155,000 円
計	950,000 円

(納入期日)

第 32 条 入学検定料、入学金は校長が指定した期日までに、授業料、実習費、施設維持費は各学年の 4 月及び 10 月の 2 期に分けて納付しなければならない。

(免除、減免及び延納)

第 33 条 校長は入学金、授業料及び実習費、施設維持費の納入について、やむを得ない事情があると認めたときはその免除、減免または延納を許可することができる。

2. 学費の延納を希望する者は、学費延納願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(不還付)

第 34 条 すでに納入した入学検定料、入学金及び在學生に係る授業料、実習費、施設維持費は原則としてこれを返還しない。

第7章 教職員の組織

(教職員組織)

- 第35条 この学校に、校長、副校長、教務主任、専任教員、非常勤講師、指導教員(助手)、専任事務職員その他必要な職員を置くことができる。

第8章 委員会

(教務委員会)

- 第36条 この学校に教務委員会を置く。
2. 教務委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第37条 この学校を適正に管理運営するために、運営委員会を置く。
2. 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 賞 罰

(表彰)

- 第38条 校長は、学業、品行共に優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

- 第39条 校長は、学則その他の規程に違反し、または学生の本分に反する行為があったときは、教務委員会の議を経てその学生を懲戒することができる。
2. 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は次の各号の一に該当する場合に限る。
- (1) 素行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者。
 - (2) 傷病または成績不良で卒業の見込みがない者。
 - (3) 正当の理由がなくて引き続き1ヶ月以上欠席した者。
 - (4) 正当の理由がなくて出席が常でない者。
 - (5) 本校に納付すべき授業料等を許可なく滞納した者。

第10章 健康管理

(健康診断)

- 第40条 学生は、学校保健安全法(平成20年法律第73号)第13条に準じ健康診断を受けなければならない。

第11条 雑 則

(委任)

- 第41条 この学則に定めるもののほか、この学校の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附則

1. 本学則は、厚生大臣の指定を受けた日（昭和 57 年 12 月 25 日）から施行する。
2. 本学則は、厚生大臣の変更承認を受けた日（昭和 61 年 12 月 23 日）に改正し、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本学則は、昭和 62 年 4 月 15 日に改正し、昭和 63 年 1 月 5 日から施行する。
4. 本学則は、平成 4 年 8 月 19 日に改正し、平成 5 年 10 月 8 日から施行する。
ただし、平成 4 年度入学生については、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、授業料及び実習費は従来どおりとする。
5. 本学則は、平成 6 年 11 月 16 日に改正し、平成 6 年 11 月 17 日から施行する。
6. 本学則は、平成 7 年 2 月 16 日に改正し、平成 7 年 2 月 17 日から施行する。
7. 本学則は、平成 11 年 5 月 20 日に改正し、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。
8. 本学則は、平成 17 年 11 月 17 日に改正し、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
9. 本学則は、平成 19 年 4 月 19 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 19 年度以前の入学生については、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、授業料及び実習費は従来どおりとする。
10. 本学則は、平成 20 年 9 月 30 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
11. 本学則は、平成 21 年 8 月 20 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
12. 本学則は、平成 22 年 1 月 28 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 22 年度以前の入学生については、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、従来どおりとする。
13. 本学則は、平成 22 年 7 月 15 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
14. 本学則は、平成 23 年 12 月 17 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
15. 本学則は、平成 24 年 7 月 19 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 24 年度以前の入学生については、第 9 条にかかる教育課程は、従前どおりとする。
16. 本学則は、平成 25 年 4 月 18 日に改正し、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
17. 本学則は、平成 26 年 10 月 16 日に改正し、平成 26 年 10 月 16 日から施行する。
18. 本学則は、平成 27 年 2 月 19 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
19. 本学則は、平成 30 年 10 月 18 日に改正し、平成 30 年 10 月 18 日から施行する。

浜松歯科衛生士専門学校運営規則

(総 則)

第1条 この規則は、浜松歯科衛生士専門学校（以下「学校」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(校長、副校長の選任)

第2条 校長は、浜松市歯科医師会（以下「本会」という。）の理事会の議を経て、本会正会員のうちから選任し、総会にて承認を受ける。

2 副校長は2名置くことができ、うち1名は本会正会員とし、本会理事会の議を経て、校長が任命する。

(職 務)

第3条 校長は、学校を代表し、学校の任務を統轄する。

2 副校長は、常務を処理することにより校長を補佐し、校長事故あるときは、その業務を代行する。

(学校運営委員会)

第4条 学校運営委員会（以下「委員会」という。）は次のものをもって組織し、定数は15名以内とする。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 本会正会員
- (4) その他校長の推薦する者

2 委員は、校長が委嘱する。

- (1) 委員長 1名（校長があたる）
- (2) 副委員長 1名又は2名
- (3) 委員

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の決定
- (3) 運営に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 学則及び学校の諸規定についての制定、改廃に関する事項
- (6) 学生の定数ならびに募集に関する事項
- (7) 施設の改廃に関する事項
- (8) その他管理運営に関する重要な事項

4 委員会の決定事項は、本会理事会及び総会に報告しなければならない。

5 委員会は、必要に応じ開催する。

(緊 急 処 分)

第5条 前条の規定にかかわらず、緊急を要する事項については、校長がこれを専決することができる。

2 前項において緊急処分した事項については、次の委員会において承認を受けなければならない。

附 則

1 この規則は、厚生大臣の指定を受けた日（昭和57年12月25日）から施行する。

2 この規則は、平成21年3月9日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

3 この規則は、平成23年7月21日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

4 この規則は、平成24年5月17日に改正し、平成24年6月1日から施行する。

浜松歯科衛生士専門学校施行細則

(教務委員会)

第1条 教務委員会は、副校長及び専任教員の他、校長が任命した者をもって構成する。

- (1) 委員長 (副校長があたる)
- (2) 副委員長
- (3) 委員

2 教務委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学科課程に関する事項
- (2) 入学考査、進級および卒業に関する事項
- (3) 学生の指導教育および賞罰に関する事項
- (4) その他学生の教育に関する重要な事項

3 教務委員会は、毎月1回及び必要に応じ開催する。

(学校関係者評価委員会)

第2条 学校関係者評価委員会は浜松歯科衛生士専門学校運営規則が定める学校運営委員会の校長・副校長以外の委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長は委員会の決議によって委員の中から選定する。

3 学校関係者評価委員会は教育活動及び学校運営の状況及び学校関係者の自己評価の報告を受け、これを協議し評価を行い、その結果を学校運営委員会、教務委員会に報告する。

4 学校関係者評価委員会は委員長が必要に応じ委員を招集し開催する。

(諸 証 明 書)

第3条 学生は、次の証明書が必要な場合は、証明書発行申込書兼発行簿にてその旨を申し出、事前に証明書料金を支払うこと。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 在学証明書 | 200 円 |
| (2) 成績証明書 | 200 円 |
| (3) 卒業見込証明書 | 200 円 |
| (4) 卒業証明書 | 200 円 |
| (5) その他証明書 | 200 円 |

(遅刻、早退、欠席)

第4条 学生が遅刻、早退、欠席をする(した)場合は、原則として事前に専任教員に連絡し、許可を得ることとする。ただし、忌引き、学校伝染病による欠席、1週間以上の欠席の場合には、欠席届を提出しなければならない。

その取り扱いについては、次の各号によるものとする。

- (1) 遅刻・早退については、3回をもって、その科目を欠席1とする。
- (2) 欠席により、各科目の授業時間数の3分の2以上の出席が満たされない場合、その科目の試験受験資格を得られない。

(服 装 等)

第5条 学生は服装等については、常に清潔で健康的であり学生の本分の遂行に支障をきたさないものであるように心がけ、華美でなく本校学生の品位と誇りを保つにふさわしいものとする。

2 学生は、実習等の施設内における服装等については、当該指導責任者の指示に従うとともに、清潔な着衣によるものとし、身だしなみについても留意しなければならない。

(書類の様式)

第6条 学則に定める書類の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 入学願書 | 第1号様式 |
| (2) 入学者推薦書 | 第2号様式 |
| (3) 推薦調書 | 第3号様式 |
| (4) 健康診断書 | 第4号様式 |
| (5) 誓約書 | 第5号様式 |
| (6) 異動届 | 第6号様式 |
| (7) 欠席届 | 第7号様式 |

(8) 休学願	第 8 号様式
(9) 退学願	第 9 号様式
(10) 復学願	第 10 号様式
(11) 学費延納願	第 11 号様式
(12) 再試験願	第 12 号様式
(13) 追試験願	第 13 号様式
(14) 卒業証書	第 14 号様式

(懲 戒)

- 第 7 条 校長が学則第 39 条の規程により懲戒処分を行う場合は、教務委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の場合において必要があると認めたときは、本人を出席させた弁明を聴くことができる。

(給与及び費用弁償)

- 第 8 条 学生の教育のため出張する教職員には、出張旅費を支給する。なお、出張旅費の算定については別に定める。
- 2 常勤教職員には、給与を支給することができる。
- 3 常勤教職員には、退職給与を支給することができる。

(服 装)

- 第 9 条 常勤職員の服装については、別に定める。

(経理)

- 第 10 条 学校の運営は、次の収入による。
- (1) 入学検定料、入学金、授業料、実習費、施設維持費
- (2) 法人からの繰入金
- (3) 助成金
- (4) その他の収入

(会 計 年 度)

- 第 11 条 学校の会計年度は 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(決 算)

- 第 12 条 前条に定める会計年度が終了した場合は、その翌月末までに財務諸表(「財産目録」「貸借対照表」「損益計算書」)を作成し、翌々月 10 日までに運営委員会の議を経なければならない。

(予 算)

- 第 13 条 学校の運営予算は、会計年度開始の前月 20 日までに財務諸表により作成し、同月末までに運営委員会の議を経なければならない。

(会計帳簿等)

- 第 14 条 学校の経理は、複式簿記により行うものとし、備付帳簿は次のとおりとする。
- (1) 総勘定元帳
- (2) 現金出納帳
- (3) その他必要に応じた補助簿

(監 査)

- 第 15 条 学校の財産及び会計運営状況監査は、浜松市歯科医師会の監事がこれを行う。

附則

- 1 この規則は、厚生大臣の指定を受けた日(昭和 57 年 12 月 25 日)から施行する。
- 2 この規則は、平成 21 年 3 月 9 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規則は、平成 22 年 7 月 15 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規則は、平成 23 年 7 月 21 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規則は、令和元年 7 月 16 日に改正し、令和元年 7 月 16 日から施行する。

外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

その構成員の名簿

学校運営委員会

前職又は現職	任期	備考(学校と関連する経歴等)
現 才川歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	現校長
現 大石歯科 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	現副校長
現 藤井歯科クリニック 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 元校長、元歯科医師会副会長、元非常勤講師、 現臨床実習施設長
現 松下歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 現歯科医師会監事、元歯科医師会副会長
現 長野歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 前歯科医師会副会長、現非常勤講師
現 鳥居歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 現歯科医師会監事、現非常勤講師
現 近藤歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 元歯科医師会専務理事
現 松永歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 現歯科医師会理事・会計部長、
現 はじめ歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 前歯科医師会理事・会計部長、現会計部副部長、 現非常勤講師
現 大石歯科 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 前学校部副部長、現臨床実習施設長
現 河辺歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 現学校部副部長、現臨床実習施設長
現 中村歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 前副校長、現学校部部員、現非常勤講師
現 木村歯科医院 院長	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	外部人材 現歯科医師会専務理事、現臨床実習施設長
(備考)		

添付資料

(4) 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

1年生

客観的な指標の算出方法						
履修科目の成績評価を学年ごと年度ごとに点数化し、その点数の合計を 100 点満点として点数化する。						
学科名	歯科衛生士学科		学年	1	学生数	44
成績の分布						
数値	～50 点	50～60 点	60～70 点	70～80 点	80～90 点	90～100 点
人数	0	0	0	7	32	5
下位 1／4 に該当する人数 11 人						
下位 1／4 に該当する指標の数値 80 点以下						

2年生

客観的な指標の算出方法						
履修科目の成績評価を学年ごと年度ごとに点数化し、その点数の合計を 100 点満点として点数化する。						
学科名	歯科衛生士学科		学年	2	学生数	40
成績の分布						
数値	～50 点	50～60 点	60～70 点	70～80 点	80～90 点	90～100 点
人数	0	0	0	5	27	8
下位 1／4 に該当する人数 10 人						
下位 1／4 に該当する指標の数値 82 点以下						

3年生

客観的な指標の算出方法						
履修科目の成績評価を学年ごと年度ごとに点数化し、その点数の合計を 100 点満点として点数化する。						
学科名	歯科衛生士学科		学年	3	学生数	44
成績の分布						
数値	～50 点	50～60 点	60～70 点	70～80 点	80～90 点	90～100 点
人数	0	0	0	27	16	1
下位 1／4 に該当する人数 11 人						
下位 1／4 に該当する指標の数値 75 点以下						

添付資料

(5) 確認申請を行う年度において設置している学部
等の一覧

確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

学校名：浜松歯科衛生士専門学校

課程	学科名	修業年限	備考
専門課程	歯科衛生士科	昼3年	